

食料・農業・農村基本計画 (案)

平成27年3月

目 次

(頁)

まえがき	1
第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針	3
1. 高齢化や人口減少、グローバル化の進展等の情勢変化への対応 ー食料・農業・農村をめぐり る情勢及び施策の評価と課題ー	3
(1) 高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響	3
(2) 世界の食料需給等の見通しとグローバル化の進展	4
(3) 消費者ニーズと食をめぐりる課題の多様化	6
(4) 農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化	6
(5) 農業・農村の多様な可能性	7
(6) 東日本大震災からの復旧・復興の状況	8
2. 農業や食品産業の成長産業化と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進す る施策展開 ー施策の推進に当たっての基本的な視点ー	9
(1) 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保	10
(2) 食料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の深化	10
(3) 需要や消費者視点に立脚した施策の展開	10
(4) 農業の担い手が活躍できる環境の整備	11
(5) 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開	11
(6) 新たな可能性を切り拓く技術革新	11
(7) 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出	12
第2 食料自給率の目標	13
1. 食料自給率	13
(1) 基本的な考え方	13
(2) 前基本計画における食料自給率の目標の検証	13
(3) 食料自給率の目標の設定の考え方	13
(4) 食料自給率の目標の示し方	14
(5) 食料消費及び農業生産の課題	14
① 食料消費に関する課題	
② 農業生産に関する課題	
(6) 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項	15

① 食料消費	
ア 国内外での国産農産物の需要拡大	
イ 食育の推進	
ウ 食品に対する消費者の信頼の確保	
② 農業生産	
ア 優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化	
イ 担い手の育成・確保	
ウ 農業の技術革新や食品産業事業者との連携等による生産・供給体制の構築等の実現	
(7) 食料自給率の目標	16
① 食料消費の見通し及び生産努力目標	
② 食料自給率の目標等	
2. 食料自給力	24
(1) 食料自給力指標の考え方	24
(2) 食料自給力指標の示し方	25
(3) 食料自給力指標	26
第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	29
1. 食料の安定供給の確保に関する施策	29
(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	29
① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化	
ア 生産段階における取組	
イ 製造段階における取組	
ウ 危機管理等に関する取組	
エ 輸入に関する取組	
② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保	
(2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承	31
① 食育の推進と国産農産物の消費拡大	
② 「和食」の保護と次世代への継承	
(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓	32
① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進	
② 食品産業の競争力の強化	
ア 新たな市場を創出するための環境づくり	
イ 食品流通の効率化や高度化等	

ウ	生産性向上等の取組	
エ	環境問題等の社会的な課題への対応	
(4)	グローバルマーケットの戦略的な開拓	34
①	官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進	
ア	オールジャパンでの輸出促進体制の整備	
イ	輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備	
ウ	輸出促進等に向けた日本食や日本の食文化の海外展開	
②	食品産業のグローバル展開	
③	知的財産の戦略的な創造・活用・保護	
(5)	様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立	37
①	食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等	
②	海外や国内におけるリスクへの対応	
ア	国際的な食料需給の把握、分析	
イ	輸入穀物等の安定的な確保	
ウ	国際協力の新展開	
エ	動植物防疫措置の強化	
オ	食品流通における不測時への備えの強化	
(6)	国際交渉への戦略的な対応	39
2.	農業の持続的な発展に関する施策	39
(1)	力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	40
①	法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し	
ア	担い手への重点的な支援の実施	
イ	農業経営の法人化等の加速化	
ウ	経営の多角化・複合化	
②	新規就農や人材の育成・確保、経営継承等	
ア	青年層の新規就農	
イ	経営感覚を持った人材の育成・確保	
ウ	次世代の担い手への円滑な経営継承	
エ	企業の農業参入	
(2)	女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備	41
(3)	農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保	42
①	担い手への農地集積・集約化の加速化	
ア	人・農地プランの活用	
イ	農地中間管理機構のフル稼働	
②	荒廃農地の発生防止・解消等	

③ 農地転用許可制度等の適切な運用	
(4) 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討	43
① 担い手を対象とした経営所得安定対策の着実な推進	
ア 畑作物の直接支払交付金	
イ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策	
ウ 米の直接支払交付金	
② 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討	
(5) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	44
① 力強い農業を支える農業生産基盤整備	
② 老朽化等に対応した農業水利施設の持続的な保全管理	
③ 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策	
④ 農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討	
(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	45
① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大	
ア 米政策改革の着実な推進	
イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大	
② 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化	
③ 実需者ニーズ等に対応した園芸作物等の供給力の強化	
④ 需要拡大が見込まれる有機農産物や薬用作物の生産拡大	
(7) コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等	47
① 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	
ア 現場のニーズを踏まえた戦略的な研究開発	
イ 技術移転の加速化	
② 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新	
ア 規模拡大、省力化や低コスト化を実現するための技術導入	
イ 需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入	
ウ 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立	
③ 効果的な農作業安全対策の推進	
(8) 気候変動への対応等の環境政策の推進	49
① 気候変動に対する緩和・適応策の推進	
② 生物多様性の保全及び利用	
③ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	
3. 農村の振興に関する施策	51
(1) 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等	51
① 多面的機能の発揮を促進するための取組	

ア	多面的機能支払制度	
イ	中山間地域等直接支払制度	
②	「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等	
③	深刻化、広域化する鳥獣被害への対応	
(2)	多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出	53
①	地域の農産物等を活かした新たな価値の創出	
②	バイオマスを基軸とする新たな産業の振興	
③	農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用	
④	農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出	
(3)	多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等	54
①	観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流	
②	多様な人材の都市から農村への移住・定住	
③	多様な役割を果たす都市農業の振興	
4.	東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	56
①	地震・津波災害からの復旧・復興	
②	原子力災害からの復旧・復興	
5.	団体の再編整備等に関する施策	57
ア	農業協同組合系統組織	
イ	農業委員会系統組織	
ウ	農業共済団体	
エ	土地改良区	

第4	食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
		59
(1)	幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進	59
(2)	施策の進捗管理と評価	59
(3)	財政措置の効率的かつ重点的な運用	59
(4)	国民視点や地域の実態に即した施策の決定	59
(5)	効果的かつ効率的な施策の推進体制	60

食料・農業・農村基本計画（案）

まえがき

我が国は、超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来により、今後、とりわけ地方の衰退が加速することが懸念されている。また、グローバル化や情報化が進展し、消費財のみならず、人、資金、情報、文化が国境を越えて駆け巡り、そのスピードも加速してきている。我が国は、いまだ経験したことのない経済社会の構造の変化に直面し、大きな転換点を迎えている。

こうした変化の下、持続可能で活力ある地域経済社会を構築していくためには、あらゆる分野において既存の仕組みの抜本的な改革を進めることが求められている。

食料・農業・農村分野では、平成11年7月に、21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本的指針として「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号。以下「基本法」という。）が制定され、以降、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念を具体化するための施策を推進してきた。

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、食品産業等の関連産業とともに地域の経済を支える重要な役割を担っている。加えて、高品質な農産物を生産する技術、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力を有している。

農業生産の現場では、100haを超える大規模経営や、地域のエネルギーと先端技術を活用した施設園芸に取り組む経営など、従来は想定されていなかった新たな経営も出現している。また、地域の様々な関係者が自らの強みを見つめ直し、創意工夫を発揮して6次産業化や海外への輸出などに挑戦し、新たな価値の創出と市場の開拓を実現する取組も始まっている。今後、農業・農村の明るい展望を切り拓くため、農業・農村に生まれつつある新しい芽を大きく育て、農業・農村の潜在力を最大限発揮し、持続可能なものとしていく必要がある。

国民に農業・農村の価値が再認識され、都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」ともいべき動きも生まれつつある。その価値や魅力を積極的に発信し、新たなライフスタイル等を提案していくことは、国民が真に豊かさを実感できる社会の構築に貢献すると考えられる。

しかしながら、こうした新たな動きは、いまだ農業・農村の発展を力強く牽引しているとは言えず、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など農業・農村をめぐる環境は極めて厳しい状況にあり、多くの人々が将来に強い不安を抱いているのが現状である。

都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進んできた農業・農村では、今後、高齢農業者のリタイアと農業就業者の減少により、地域によっては次世代への農業経営や技術等の伝承が途絶えてしまうおそれがある。また、集落の人口減少等が進む中、農地・農業用水など

長い歴史の中で培われてきた貴重な資源の喪失や、生活に必要な社会基盤の崩壊も懸念されている。加えて、農業・農村が直面する課題は、野生鳥獣による被害の拡大、農業生産基盤の老朽化など、多様化、深刻化が進んでいる。このような状態を放置すれば、基本法の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念される。

このため、食料・農業・農村の全ての関係者が、従来の生産や販売の方法、それぞれの役割等を単に踏襲するのではなく、発想を転換し、多様な人材を取り込みつつ、新たな仕組みの構築や手法の導入等にスピード感を持って取り組んでいかなければならない。また、政府のみならず国民全体が改革の必要性や施策の方向について認識を共有し、自ら変革し、創意工夫を発揮してチャレンジしていく姿勢が不可欠である。同時に、広く国民が農業・農村の価値を認め、それぞれの役割に応じて適切に行動し、国民共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要である。

こうした認識の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月改訂）等で示された施策の方向やこれまでの施策の評価も踏まえつつ、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していく。

こうした観点から、国民全体の取組の指針として新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、関係府省の連携の下、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。

なお、本基本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となるという性格を踏まえ、中長期的な食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を見通しつつ、今後10年程度先までの施策の方向等を示すものとするが、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1. 高齢化や人口減少、グローバル化の進展等の情勢変化への対応 ―食料・農業・農村をめぐり情勢及び施策の評価と課題―

(1) 高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響

ア 情勢

今後、高齢化の進行に伴う一人当たり食料消費量の減少及び人口減少の本格化が国内の食市場を縮小させる可能性があり、我が国の農業は、従来の取組の単なる延長では縮小していくおそれがある。一方、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスなど、今後増加していく高齢者をターゲットとした新たな市場の創出も期待されている。

農村では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少している。高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆（ぜい）弱化等が進行している。このような状況は、特に中山間地域において顕著である。

今後、意欲ある担い手には、高齢農業者に代わって、その農地を活用して経営の規模拡大を図るチャンスが広がっていくと考えられる。しかし、農業、さらには農村での生活に将来に向けた展望を描くことができなければ、若者の就農も期待できない。農業就業者が著しく減少し、農業経営が次の世代に継承されず、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれがある。農村の集落人口の減少が、これまでは集落の共同活動として行われてきた農地・農業用水等の地域資源の維持管理や、生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されている。

また、野生鳥獣による農産物等への被害が拡大してきたが、荒廃農地の増加や集落人口の減少も一因となっており、今後、更なる被害の深刻化、広域化を招くことが懸念されている。

同時に、農村では、農業生産の基盤として不可欠な農業水利施設の老朽化が進んでいる。今後10年間で標準耐用年数を超過する基幹水利施設は全体の約3割に達すると見込まれており、今後、適切な保全管理により、その機能を持続的に発揮させていくことが必要となっている。

国全体として労働力人口の長期的な減少が進む中では、農業のみならず、食品の流通や加工、外食等の分野においても、産業としての持続的な成長に欠かせない人材の確保における難しさが増していくと考えられる。我が国の食品産業と農業は重要なパートナーであり、また、食品産業は地域の主要な産業の一つであるが、国内市場の縮小の可能性やこのような事業環境の変化は、その成長の阻害要因になることが懸念される。

イ 主な施策の評価と課題

都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進む農村において、地域資源の維持・継承等が従来から大きな課題となっており、地域コミュニティによる農地・農業用水等の保全活動を促進するための支援措置の導入等を進めてきた。

具体的には、多面的な機能を十分に発揮するための施策を更に進める観点から、農地・水保全管理支払制度を拡充した多面的機能支払制度と、従来の中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度からなる日本型直接支払制度を平成26年度に創設した。この日本型直接支払制度については、平成27年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づき実施することとした。こうした施策は、荒廃農地の発生防止等に一定の効果을上げてきており、多面的機能支払を通じて地域の共同活動が活性化していくことが期待されているが、今後、農村の高齢化や集落人口の減少等が一層進行し、地域によっては集落の共同活動による地域資源の維持管理等の継続に支障を来すことが懸念されている。

このため、既存の取組に加えて、地域コミュニティ機能を維持する観点から、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落のネットワーク化等の新たな取組を推進していく必要がある。

また、高齢化や人口減少の進行により、国内の食市場の縮小や担い手不足といった様々な問題が顕在化することが懸念されており、これらを克服するためには、新たな需要の開拓や若い担い手の確保、魅力ある農村づくり等に向けた、更に積極的な取組を促していく必要がある。

これまで、農林水産物・食品の輸出促進や国産農産物の消費拡大、需要に応じた生産等の推進、新規就農の促進、農村の多様な資源の活用による6次産業化の推進等の施策の充実に取り組んできたが、今後、それぞれ（2）～（5）に記述した施策の評価と課題を踏まえつつ、改めて高齢化や人口減少への対応という観点に立ち、各種施策を積極的に展開していく必要がある。

（2）世界の食料需給等の見通しとグローバル化の進展

ア 情勢

世界の人口は2050年には96億人に達すると見通されるとともに、新興国の経済成長、所得水準の向上が継続し、今後とも世界の食料や飼料、エネルギー、肥料資源等の需要の増大が続くと見込まれている。一方、地球温暖化等の気候変動の進行により、農作物の生産可能地域の変化や、異常気象による大規模な不作の頻発等、食料供給面への影響も懸念されている。さらに、水資源の枯渇や生物多様性の損失など、農業生産に関わる地球環境問題も今後一層進行すると予測されている。

我が国は、戦後の高度経済成長の過程で食料等の輸入を増大し、豊かな食生活を実現してきた。しかし、近年の環境変化は、中長期的に世界の食料等の需給がひっ迫する可能性を示唆しており、今後、新興国との食料調達の競合や輸出国の輸出規

制等により、我が国の食料等の安定的な輸入の確保に支障が生じる事態も懸念される。

同時に、地球規模の気候変動の影響は、我が国においても、高温による農作物の品質低下の発生や、豪雨の増加に伴う土砂災害等の発生の増加等として、既に顕在化しつつあると考えられており、気候変動の影響への適応策の確立が求められている。

他方、世界の人口の増大や各国の経済成長等に伴い、今後とも世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっている。平成26年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は過去最高となる6,117億円を記録するとともに、我が国の食品産業による海外展開の取組も広がっている。日本食や日本の食文化は、まさにそれ自体が貴重な資源であり、その価値を再認識し、海外に発信していくことは、輸出や食品産業の海外展開の取組を推進していく上でも重要である。また、我が国の農業や食品産業は、成長する海外の市場を積極的に取り込むことで、その事業基盤の強化と更なる成長を図っていくことが期待されている。

さらに、大手食品企業は世界規模での商品等の調達拡大と販売の強化を進めるなど、今後、こうした食をめぐるグローバル化の動きは更に進んでいくと考えられる。加えて、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（FTA）、日 EU 経済連携協定（EPA）等の経済連携に向けた動きも更に進展していくと考えられる。

イ 主な施策の評価と課題

食料の安定供給については、基本法に基づき、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄とを適切に組み合わせて行うとの考え方の下、農業の持続的な発展や食料安全保障の確立等を図るための様々な施策を講じてきた。

こうした中、農業生産の現場では、農地の荒廃や担い手の不足による生産基盤の脆（ぜい）弱化等が進行している。世界的には中長期的に食料等の需給のひっ迫が懸念されるなど、今後の我が国の食料供給の在り方に関わる環境変化も進んでいる。しかし、これまで、食料供給に関する様々なリスクの検証は十分ではなかった。また、平成24年9月に不測の事態への対処方針を定めた「緊急事態食料安全保障指針」を策定しているが、その認知度も低く、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順も整備されていなかった。さらに、食料の安定供給を確保することは、国民生活における重要な課題であるが、豊かな食生活の中では、その在り方について意識されることが少なく、国民的議論が十分に深まっていない現状にある。

また、成長する世界の食関連市場の開拓が期待される中、最近、オールジャパンでの輸出促進体制の整備など、農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開を促進するための様々な施策の強化を進め、意欲的な事業者等による取組も着実に広がっているが、輸出先国の規制等の輸出促進の阻害要因など、依然として様々な克服

すべき課題が存在している。

こうした状況を踏まえ、今後の施策展開に当たっては、農業・農村の現場の課題等に向き合いつつ、世界の食料需給や地球環境問題、国際的な食料・農業関連施策の動向等を踏まえた対応を進めていく必要がある。

(3) 消費者ニーズと食をめぐる課題の多様化

ア 情勢

我が国では、女性の社会進出や単身・高齢者世帯の増加、日常生活における情報通信技術（ICT）の急速な利用の拡大などの社会構造、ライフスタイル等の変化を反映し、「家庭での調理を要しない加工食品や総菜」、「少量サイズの商品」、「ネット販売による食品購入」など、食品の質、サービス形態等の多様化や高度化が進んできており、今後こうした動きは更に進展するものと考えられる。

消費者と食との関わり方が多様化する中では、地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の衰退、食卓と生産現場との距離の拡大による農業や農村についての国民の理解の希薄化等が進むことも懸念されている。

イ 主な施策の評価と課題

消費者ニーズの多様化や高度化が進む中、需要に即した生産等を推進する観点から、生産の低コスト化や安定生産の実現、高品質化等のための新技術や新品種の開発や導入等を促進するための施策を講じてきた。

しかし、増大する加工・業務用の原料農産物への需要に国内の農業生産が十分に対応できず、原料農産物や調整品の輸入拡大を招くといった課題も生じている。

このため、消費者ニーズの変化等に対応した生産・供給体制の構築等を図る取組を更に後押ししていく必要がある。

消費者の食生活の在り方等に関しては、これまでも栄養バランスに優れた「日本型食生活」の推進など様々な取組を進めてきたが、実践状況や実践のための課題等は、年齢やライフスタイル等に応じて様々である。

このため、今後、望ましい食生活の実現や国産農産物の消費拡大等を目指す取組については、消費者各層の多様なニーズや特性等を踏まえ、改めてそれぞれの目的の達成に向けた効果的な推進を図っていく必要がある。

(4) 農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化

ア 情勢

我が国の農業構造は、利用権の設定等による農地集積が一定程度進展し、現在、認定農業者や集落営農等が農地を利用する面積は全体の約半分を占めている。また、法人経営体の数は、近年、10年間で約2倍のペースで増加している。一般企業の農業参入についても、平成21年の農地法改正によりリース方式での参入が全面的に自由化され、同法改正前の約5倍のペースで進むなど、農業構造は変化してきている。

しかし、土地利用型農業を中心に農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、農業就業者の高齢化が進み、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割という著しくアンバランスな年齢構成となっている。40歳未満の新規就農者は、近年1万3千人～1万5千人で推移しているが、このうち定着するのは1万人程度である。このため、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくことが見込まれている。また、農地集積により経営の規模が拡大する一方、集積された農地は小さな区画のまま分散錯綜している場合も多く、生産性向上の大きな阻害要因となっている。

また、農業の構造改革の進展等に伴い、農村では大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加等も進行しており、今後、同質な農家の存在を前提としてきた集落における共同活動の在り方や、農業水利施設の保全管理等を進める際の地域での円滑な合意形成に様々な影響を及ぼす可能性もある。

イ 主な施策の評価と課題

これまで、認定農業者制度の創設や認定農業者等を対象とする水田・畑作経営所得安定対策の導入、新規就農の促進、農業経営の法人化の推進等を通じて、農業の構造改革は一定程度進展してきた。

しかし、平成22年以降の施策の見直しの中で、構造改革の対象となる「担い手」の姿が不明確となったことに鑑み、基本法第21条の「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う構造を確立する」との方針を踏まえて、再度「担い手」の姿を明確にして施策を推進していく必要がある。また、農業就業者の高齢化等が著しく進む中で、望ましい農業構造の確立と農業の産業としての自立を図る観点から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づく農地の公的な中間的受皿として、各都道府県に設立された農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進していく必要がある。同時に、就農の準備や所得の確保等への支援による農業の内外からの青年層の新規就農の促進、農業経営の法人化の推進など農業の担い手の育成・確保に向けた取組を更に進め、農業の構造改革を一層加速化していく必要がある。

その際、地域においては、農業に関わる多様な主体が存在していることから、地域の農業の担い手と兼業農家、高齢農家等との役割分担についての合意形成を促進していく必要がある。

また、今後、農業・農村の構造の変化が農地・農業用水等の維持管理等に及ぼすと考えられる様々な影響を踏まえ、関連する施策の在り方等について検討していく必要がある。

(5) 農業・農村の多様な可能性

ア 情勢

海外における日本食への関心の高まりなどを背景に、日本の食材や食文化を世界

に広める好機が訪れる一方、国内では、高齢化など社会構造等の変化に伴い、介護食品や食に関連した健康ビジネスなど新たな分野の市場が拡大すると見込まれている。

一部の地域では若者や女性の域外からの転入により人口が増加するなど、農業の魅力や、豊かな環境や景観、伝統文化等を有する農村の価値を再認識する動きも生まれつつある。加えて、バイオマスの活用、再生可能エネルギーの生産など、これまでは十分に活用されてこなかった農村の多様な地域資源を有効活用し、新たな事業を創出する取組も始まっている。また、女性ならではのアイデアと感性も活かしながら、農業・農村をめぐる様々な課題を克服し、新たな可能性を切り拓いていく取組が徐々にではあるが増え始めている。

こうした動きに加え、我が国の有するロボット技術や ICT といった最先端の技術、さらには他産業で確立された技術を農業・農村分野でも活用することにより、生産性等を大幅に向上させる可能性も広がっている。

イ 主な施策の評価と課題

農業・農村の様々な資源を活用した、新たな需要の開拓や地域の活性化の取組を後押しする観点から、平成25年1月に農林漁業成長産業化ファンドを創設するなど、6次産業化の取組の発展段階に応じた支援や、都市農村交流の促進、新たな分野の市場を創造するための環境づくりなど、農業者や関連事業者による積極的な取組を促す施策の整備を順次進めてきた。

こうした中で、各地域で意欲的な取組が広がっているが、今後、より質の高い取組や、地域に広く役立つ取組を全国的に創出していく必要がある。また、都市と農村の交流人口には一定の増加が見られるが、今後は、一過性の交流にとどまらず、移住・定住へと結び付けていくための施策展開を図っていく必要がある。

また、農林水産分野の研究開発については、農業現場の課題解決、成長産業化を進める上で重要な役割を果たしてきたが、これまで開発された技術の中には現場で十分活用されていないものも多い。今後は、研究開発の枠組みや現場への技術移転プロセスの抜本的な見直しを進めていく必要がある。また、ロボット技術や ICT など最先端技術の活用については、現場に広く普及する段階に至っていない。今後、一般の農家にも導入が進むよう、ロボット技術の先行企業や IT 企業との連携等により取組を更に加速化していく必要がある。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興の状況

ア 情勢

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに起因する大津波による農業・農村の被害は、津波に被災した農地が2万1,480ha、農業経営体が約1万100経営体に達した。このため、農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧等を計画的に進め、平成27年3月時点で、津波被災農地のうち約7割で営農再

開が可能となっている。また、平成26年2月時点で、津波被害のあった農業経営体のうち55%が経営を再開している。さらに、農地等の復旧と合わせた農地の大区画化、大規模施設園芸といった先進的な取組も進んでいる。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の事故に伴い、放射性物質による汚染が広がったことから、放射性セシウム濃度が基準値を超えない農産物のみを流通させるため、農産物の出荷前に放射性物質の検査等を実施するとともに、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けた取組を推進してきた。現在、放射性セシウム濃度の基準値を超える農産物の品目や地域は限定的となっている。

他方、原発事故に伴う風評被害に対しては、安全確保のための取組等についての情報発信、被災地産農産物等の利用を促進する取組等を実施してきた。しかしながら、依然として風評被害が払拭されたとは言えない。

さらに、諸外国・地域において実施されている我が国農林水産物・食品の放射性物質に係る輸入規制に対しては、その緩和や撤廃に向けた働きかけなどを進めてきた結果、一定の進捗は見られたものの、香港、台湾、中国、韓国など主要な輸出先国・地域が依然として輸入規制を継続している。

イ 主な施策の評価と課題

東日本大震災（政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称）の発災以降、政府を挙げて被災地の復旧・復興に取り組んできた。

この結果、発災直後に比べ、農業・農村の分野においても復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、現在も経営再開に至っていない多くの農業者が存在しており、経営再開に向けた取組の加速化が必要である。また、新たな農業のモデルとなるよう、単なる復旧にとどまらない将来を見据えた復興の取組を進めていくことが求められている。さらに、いまだに根強く残る風評被害を克服していかなければならない。

このため、今後、津波等による被害が甚大な地区等の復旧・復興を更に進めるとともに、先端技術を駆使した生産・加工技術等の大規模実証研究の成果の普及等を進めていく必要がある。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模な自然災害等に備え、防災や減災等のための取組を進めていく必要がある。

また、放射性物質による汚染に対し、今後とも、農産物の安全の確保や、避難指示区域等における経営再開に向けた取組を着実に推進するとともに、風評被害の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の緩和や撤廃に向けた更なる働きかけを行っていく必要がある。

2. 農業や食品産業の成長産業化と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する施策展開 — 施策の推進に当たっての基本的な視点 —

これまでの施策展開の前提としていた食料・農業・農村の実態等が大きく変化しつつあり、現在は食料・農業・農村施策の展開に当たっての大きな転換点にある。

今後、基本法に掲げられた基本理念の実現を図っていくためには、農地の集積・集約化等による農業の構造改革や、新分野への積極的なチャレンジを通じた国内外の需要の取り込み等を進め、農業や食品産業の競争力の強化を図っていく必要がある。また、農業・農村の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることから、その発揮を促進することが必要である。

このため、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業の構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるという観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を推進していくこととする。

その際、短期的に取り組むべき課題と中長期的な変化への対応という観点にも留意しつつ、以下の視点に立って、施策を展開する必要がある。

(1) 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保

基本法の基本理念の実現に向け、食料・農業・農村施策の改革を進めるに当たっては、生産現場に無用な混乱や不安をもたらさず、農業者や関連事業者等が中長期的な視点で経営拡大や新たな事業分野への進出等に取り組めるよう、施策の安定性を確保する。

(2) 食料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の深化

食料供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクが存在する中、豊かな食生活の中では意識されることが少ない、食料の安定供給の確保の在り方について、国民的な共通理解の醸成、議論の深化が求められている。

このため、平素から、我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を評価して示すとともに、世界の食料需給の動向や将来の見通し、食料供給に係る様々なリスクの評価結果、不測の事態が生じた場合に講ずる対応等についての情報発信を行い、国民との双方向のコミュニケーションを進める。

(3) 需要や消費者視点に立脚した施策の展開

農業者や食品産業事業者等は、超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来等の社会構造やライフスタイル等の変化、国内外の新たな市場の開拓の可能性等を踏まえ、消費者に選択される商品やサービスの供給、新たな価値の創出に取り組んでいく必要がある。

このため、農業者や食品産業事業者、様々な関連事業者が、新たな需要を取り込むための戦略的なパートナーとなり、相互のコミュニケーションを深めつつ、マーケッ

トインの発想（市場を意識し、消費者の需要に応じて生産・供給するとの発想）による多様かつ高度な消費者ニーズ等への的確な対応や、生産性の向上等に向けた生産・供給体制の構築等を進める取組を後押しする。

食生活において、安全な食品を安心して口にすることができることは欠かせない前提であり、引き続き、食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組を推進する。

（４）農業の担い手が活躍できる環境の整備

人口減少の進行や農業就業者の著しい高齢化など我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進む中で、我が国の農業の将来を切り拓くためには、従前の発想にとらわれず、創意工夫を発揮して自らの判断で消費者ニーズの変化等に対応する担い手の育成・確保が鍵であり、待ったなしの課題である。

このため、農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備する。

（５）持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開

多面的機能の発揮による恵沢を将来にわたって国民が享受することができるよう、農地・農業用水、美しい農村景観等の地域の資源について、地域コミュニティ等により良好な状態で保全管理が行われるための取組を推進する。また、農業経営やその基盤としての技術の次の世代への確実な継承等を図る取組を推進する。

こうした取組を推進する際、地域の農業の担い手はもとより、小規模な農家や地域住民、都市部の人材なども含め、農村の内外から幅広い人材や事業者等の参画を促すとともに、地域においてその能力等を最大限発揮できる環境づくりを推進する。

生産面においても、気候変動等への的確な対応や資源循環型の環境と調和した農業を推進する。

（６）新たな可能性を切り拓く技術革新

農業の生産や流通等の現場のニーズに直結した戦略的な研究開発と、その成果の速やかな現場への移転によりイノベーションを起こし、生産性の大幅な向上、需要への的確な対応や新たな価値の創出等を促進する必要がある。

このため、我が国の強みであるロボット技術や ICT 等の先端技術等を応用した技術開発を進めるとともに、農業者や普及組織等の研究開発過程への参画や、産学官の知を結集した共同研究等を加速化する新たな仕組みづくりなど、幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、研究開発や技術移転のプロセスの改革や、現場に技術を広く普及させるための環境づくりを一体的に進める。

(7) 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

農業・農村が、農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少など厳しい状況にある中、今後、農業の競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものにするとともに、農村を活性化するためには、多様な資源を活かして新たな市場を開拓し、農業・農村の所得の増大と地域内での再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要である。また、農業・農村の所得増大は、我が国の多様な人材のキャリア等に応じた就業の新たな選択肢を提供することで、その能力を最大限活かすとともに、経済成長にも貢献する。

こうした観点から「農林水産業・地域の活力創造プラン」等においては、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととされており、これに向けて、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大、6次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けた施策を推進する。

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率

(1) 基本的な考え方

国民に対する食料の安定的な供給については、基本法第2条第2項において、「世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない」旨が定められている。

また、同法第2条第3項において、「食料の供給は、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行わなければならない」旨が定められている。

これらを踏まえ、同法第15条においては、基本計画の中で、「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として定める」こととされている。

このため、食料自給率の目標については、こうした規定に即して設定する。

(2) 前基本計画における食料自給率の目標の検証

前基本計画においては、計画期間の最終年度となる平成32年度の食料自給率の目標について、「我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標」として、供給熱量ベースの総合食料自給率を50%、生産額ベースの総合食料自給率を70%と設定した。

前基本計画策定以降、供給熱量ベースの総合食料自給率は約40%で推移しており、目標から乖離している状況となっている。これは、増加を見込んでいた米、米粉用米等の消費が予測を大きく下回る一方で、減少を見込んでいた油脂類等の消費が予測を上回って推移している状況にあることや、大幅な拡大を見込んでいた米粉用米や小麦等の生産が目標数量を大きく下回っていることが要因となっている。

生産額ベースの総合食料自給率については、70%に近い水準で推移している。これは、国内生産額への寄与が大きい牛肉、豚肉等の消費と生産がおおむね見込みに沿って推移していることが要因となっている。

各品目別に数量目標に対する生産の進捗状況を見ると、課題に対する取組が不十分な品目がある一方で、当初の目標設定が過大と考えられる品目もあり、これらの結果、特に供給熱量ベースの総合食料自給率の目標が現状と乖離している状況となっている。

(3) 食料自給率の目標の設定の考え方

今回の食料自給率の目標設定に当たっては、食料自給率が国内の農業生産だけではなく、食料消費の在り方等によって左右されるものであることから、この目標が食料

消費の見通しや消費者ニーズを踏まえた国内生産の指針としての役割を有することや、前基本計画の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮する必要がある。

このため、(6)の「重点的に取り組むべき事項」等に取り組むこととし、その場合に実現可能な姿として、(7)の「平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標」を示した上で、食料自給率の目標等を設定することとする。

(4) 食料自給率の目標の示し方

食料自給率は、現実の食料消費を分母とし、これに対応した現実の食料の国内生産を分子として計算され、国民の需要に対する国内の食料供給能力を示す指標となっている。

この食料自給率の示し方については、重量ベースの品目別自給率と我が国の食料全体の自給の程度を供給熱量ベース及び生産額ベースで表す総合食料自給率がある。

供給熱量ベースの総合食料自給率は、食料が生命と健康の維持に不可欠な最も基礎的な物資であるとの観点から、基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民に供給される熱量（総供給熱量）のうち国内生産による割合を示す指標である。

生産額ベースの総合食料自給率は、経済的価値に着目して、国民に供給される食料の生産額（食料の国内消費仕向額）のうち国内生産による割合を示す指標である。これは、高度な生産管理により高品質な農産物等を生み出すという我が国農林水産業の強みを表すものであり、比較的低カロリーであるものの、国民の健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜・果実や、相当割合が国内で生産されているにもかかわらず、飼料の多くを輸入に依存しているため、供給熱量ベースの自給率が低く算出されている畜産物等の生産活動がより適切に反映されるという特徴を有する。

このように、2つの総合食料自給率はいずれも重要な指標であることから、食料自給率の目標については、供給熱量ベースと生産額ベースの総合食料自給率の目標をそれぞれ設定することとする。

また、総供給熱量の約2割、食料の国内消費仕向額の約3割を占める畜産物の自給率は、飼料の自給の度合いに大きく影響を受けることから、総合食料自給率の目標と併せて飼料自給率の目標を設定することとする。

(5) 食料消費及び農業生産の課題

① 食料消費に関する課題

我が国の食料消費の場面においては、高齢化や人口減少、食の外部化・簡便化が進行する中で、国内市場において食品産業事業者等の積極的な取組を促すことにより国産農産物の消費拡大を図るとともに、拡大が見込まれる海外市場の需要を取り込むことが必要となっている。

また、ライフスタイルの多様化により食生活が変化している中、「日本型食生活」の推進に向けて、個人の様々なライフスタイルを踏まえたきめ細かい対応が必要であり、その際には食品産業の現状も考慮することが重要である。食や農林水産業への理解増進に向けては、学校教育を始めとする様々な機会を活用した効果的な働きかけが課題となっている。食料資源の有効利用等の観点からは、食品産業事業者等と連携した食品ロスの削減を促進することが重要である。

さらに、食品の品質や表示に係る消費者の関心が高まっていることから、食品の品質管理や消費者の信頼の向上に向けた食品産業事業者等の主体的な取組が求められている。また、消費者の選択に資する表示情報の充実や適切な表示の推進に向けて、現行では加工度の低い一部の品目のみを対象とする原料原産地表示の在り方について検討することが重要である。

② 農業生産に関する課題

我が国の農業生産については、農地面積の減少や農業者の高齢化等が進行しており、生産能力の低下が懸念される状況にある。

このため、国内農業の活性化に向けて、農地等の農業資源の面においては、優良農地の確保、荒廃農地の発生防止・解消等が必要となっている。

また、人材面では、担い手の確保、農業者の高齢化への対応等が必要となっており、農業技術等の面では、新技術の開発・普及、国産農産物等の最大の仕向先である食品製造事業者等のニーズや需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の構築等が重要である。

(6) 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

① 食料消費

食料消費については、消費者、食品産業事業者その他関係者が、農産物・食品に関する正確で十分な知識を得た上で、より積極的に国産農産物の消費拡大に取り組んでいくことが重要である。このため、以下に掲げる事項に取り組む。

ア 国内外での国産農産物の需要拡大

官民一体となった国産農産物の消費拡大の国民運動、国産農産物を求める食品産業事業者と生産現場との連携等を推進するとともに、日本食や日本の食文化に関する情報発信と併せ、農林水産物・食品の輸出を促進する。

イ 食育の推進

ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、消費者各層の特性に適した方策を検討し、実施するとともに、食品産業における情報提供等の取組を促進する。また、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供により、消費拡大の前提となる食や農林水産業への国民の理解を増進させる。

ウ 食品に対する消費者の信頼の確保

食品の品質管理、消費者対応等の取組について、食品の生産から加工・流通、消費に至るまでの各段階の関係者が連携し、情報共有を通じた取組の向上と標準化等を図る。また、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

② 農業生産

農業生産については、農業者その他関係者が、国内生産による食料生産能力の維持向上を図りつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大することが重要である。このため、以下に掲げる事項に取り組む。

ア 優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化

優良農地を確保するとともに、農業水利施設の適切な保全管理等による農業用水の持続的な活用を推進する。また、農地中間管理機構のフル稼働、地域の話合いにより作成する人・農地プランの活用、農地中間管理事業と基盤整備事業の連携等による担い手への農地集積・集約化と荒廃農地対策を推進する。

イ 担い手の育成・確保

農業経営の法人化や経営の多角化・複合化等を推進するとともに、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。

ウ 農業の技術革新や食品産業事業者との連携等による生産・供給体制の構築等の実現

生産コストの低減を図るための省力栽培技術・新品種の導入等や、次世代施設園芸拠点の整備等を推進するとともに、食品産業事業者との連携等を通じて、需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の構築等を推進する。

(7) 食料自給率の目標

① 食料消費の見通し及び生産努力目標

今後の少子高齢化の進展に伴う摂取熱量の減少を踏まえ、(6) で掲げた重点事項への適切な取組等により、食料消費に関する課題が解決された場合の平成37年度における食料消費の見通しを主要品目ごとに示すこととする。

また、(6) で掲げた重点事項への適切な取組等により、農業生産に関する課題が解決された場合に実現可能な国内の農業生産の水準として、平成37年度における生産努力目標を主要品目ごとに示すこととする。

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標は、第1表に整理したとおりである。

なお、農地面積の見通し、これらの生産努力目標を前提とした場合に必要となる延べ作付面積及び耕地利用率は第2表のとおりである。

(第1表) 平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

	食料消費の見通し				生産努力 目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・ 1年当たり 消費量 (kg/人・年)		国内 消費 仕向量 (万トン)				
	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	
米	57	54	870	881	872	872	
米 (米粉用米 ・飼料用 米を除く)	57	53	857	761	859	752	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへの対応 ○ 行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終製品価格を押し上げている製粉コストの低減や新たな米粉製品の開発 ○ 米粉の特性、メリット、新製品等の情報の十分な伝達 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
飼料用米	-	-	11	110	11	110	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用と

							<p>しての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減
小麦	33	32	699	611	81	95	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内産小麦の需要拡大に向けた産地形成やブランド化 ○ 実需者ニーズに対応した生産・流通体制の確立 ○ 新品種・新技術の開発・導入、輪作体系の最適化、排水対策等による収量・品質の高位安定化 ○ 農地の集積・集約化、経営規模の拡大に対応した省力化に資する技術の開発・導入等による生産コストの低減
大麦・はだか麦	0.3	0.2	208	213	18	22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国産大麦が多く用いられている焼酎用等の国内産麦の需要拡大 ○ 実需者ニーズに対応した生産・流通体制の確立 ○ 新品種・新技術の開発・導入、輪作体系の最適化、排水対策等による収量・品質の高位安定化 ○ 農地の集積・集約化、経営規模の拡大に対応した省力化に資する技術の開発・導入等による生産コストの低減
大豆	6.1	6.0	301	272	20	32	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国産原料を使用した大豆製品の需要拡大 ○ 実需者ニーズに対応した生産の推進と加工原料としての供給体制の確立 ○ 新品種・新技術の開発・導入、輪作体系の最適化、排水対策等による収量・品質の高位安定化

							○ 農地の集積・集約化、規模拡大に対応した省力化に資する品種・技術の開発・導入等による生産コストの低減
そば	0.7	0.5	14	11	3.3	5.3	○ 機能性を活かした国産そばの需要拡大 ○ 品質・収量の向上及び安定化、機械化適性を有する多収品種の育成・普及 ○ 農地の高度利用の推進による作付面積の拡大
かんしょ	4.2	4.4	102	99	94	94	○ 消費者の嗜好の変化等に伴う需要動向に対応した用途ごとの供給の安定化 ○ 加工適性が高い新品種や、機能性成分を活かした新品種の開発・普及 ○ 機械化一貫体系の導入による省力化・生産体制の強化
ばれいしょ	16	17	340	345	241	250	○ 需要が増加傾向にある加工食品原料向け国産品の生産拡大 ○ 作業の共同化や外部化による労働力確保や省力化技術の導入 ○ ジャガイモシストセンチュウ等の病害虫対策
なたね	-	-	232	216	0.2	0.4	○ 単収の高位安定化 ○ 作付拡大に向けた栽培技術の再構築
野菜	92	98	1,508	1,514	1,195	1,395	○ 野菜の成人1日当たり摂取量の拡大（目標摂取量350g） ○ 異常気象等に対応できる加工・業務用野菜の生産基盤の強化 ○ 機械化一貫体系の実用化を通じた低コスト・省力化
果実	37	40	766	754	301	309	○ 果実加工品、輸出向けの果実など新たな需要の創出を含めた生産・流通対策と一体での需要

							<p>拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な消費者・実需者ニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化と安定供給体制の確立 ○ 計画生産・出荷措置と需給調整措置の的確な実施
砂糖	(19)	(18)	(246)	(220)	(69)	(80)	
てん菜 (精糖換算)	-	-	-	-	344 (55)	368 (62)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作付の拡大及び生産の安定化に向けた輪作の適切な実施 ○ 直播栽培の収量の向上及び安定化、移植栽培における育苗作業の外部化 ○ 気象条件の変化に対応した耐病性品種の普及
さとうきび (精糖換算)	-	-	-	-	119 (14)	153 (18)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 畑地かんがいの推進、交信かく乱フェロモン剤の活用等による総合防除の推進、島ごとの自然条件等に応じた作型の選択・組合せの実現 ○ 作業受託組織や共同利用組織の育成 ○ 作業効率向上のための機械化一貫体系の確立・普及
茶	0.7	0.7	8.9	8.5	8.5	9.5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出拡大や新たな茶商品など国内外のマーケットの拡大 ○ 茶樹の若返りや競争力のある品種への転換、摘採期の分散化のための改植の促進 ○ 燃油価格の影響を受けにくい省エネ型の生産体制への転換
畜産物	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国産飼料（飼料作物、飼料用米、エコフィード等）の利用拡大
生乳	89	93	1,164	1,150	745	750	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品開発や6次産業化、輸出促進等による国産牛乳・乳製品の需要拡大

							<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働負担の軽減、乳用牛飼養頭数の確保、生産性の向上、酪農経営の収益性の向上を通じた生産基盤の強化 ○ 指定生乳生産者団体等の機能強化等や集送乳の合理化、乳業の再編・合理化
牛肉	6.0	5.8	124	113	51	52	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者ニーズの多様化に対応した特色ある牛肉生産や輸出促進等による国産牛肉の需要拡大 ○ 肉用牛繁殖経営の規模拡大や肉用子牛の供給拡大、生産性の向上、肉用牛経営の収益性の向上を通じた生産基盤の強化 ○ 国産牛肉の処理施設の再編・合理化
豚肉	12	12	244	227	131	131	<ul style="list-style-type: none"> ○ 種豚の改良、飼養管理の改善・高度化等を通じた輸入品と差別化できる特色のある豚肉生産や加工・業務用利用の拡大による国産豚肉の需要拡大 ○ 環境問題等への適切な対応と収益性の向上を通じた生産基盤の強化 ○ 国産豚肉の処理施設の再編・合理化
鶏肉	12	12	220	208	146	146	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地鶏等についての増体性、繁殖性の向上等に加え、特色のある鶏肉生産や加工・業務用利用の拡大による国産鶏肉の需要拡大 ○ 肉用鶏経営の収益性の向上を通じた生産基盤の強化
鶏卵	17	17	265	251	252	241	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産卵能力の向上等や、特色のある鶏卵生産を通じた国産鶏卵の需要拡大 ○ 需給動向に対応した計画的な

							生産の実施 ○ 採卵鶏経営の収益性の向上を通じた生産基盤の強化
飼料作物	-	-	436	501	350 万 TDN トン	501 万 TDN トン	○ 優良品種の普及や草地整備の推進、水田飼料作物の生産・利用拡大 ○ 飼料生産組織の育成・活用 ○ 肉用繁殖雌牛や乳用牛の放牧拡大

(参考)

	食料消費の見通し				生産努力目標		克服すべき課題
	1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		(万トン)		
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	
魚介類 (うち食用)	27 (27)	30 (30)	785 (622)	842 (635)	429 (370)	515 (449)	○ 食の簡便化を始めとする国民の食生活の変化に対応した商品開発など水産物の需要拡大 ○ 水産資源の回復・管理の推進による水産資源の増大 ○ 消費者ニーズに応えた水産物・水産加工品の供給
海藻類	1.0	1.0	15	15	10	11	○ 適正養殖可能数量の設定による持続的な養殖の推進
きのこ類	3.4	3.6	53	53	46	46	○ 健康志向や外食・中食の拡大等の消費者ニーズに対応した商品開発等きのこ類の需要拡大 ○ 供給体制の強化や生産コストの低減に向けた取組の推進 ○ 流通の効率化

注：飼料作物は可消化養分総量（TDN）である。

(第2表) 農地面積の見通し、延べ作付面積及び耕地利用率

	平成25年	平成37年
農地面積 (万 ha)	454 (平成26年 452)	440
延べ作付面積 (万 ha)	417	443
耕地利用率 (%)	92	101

② 食料自給率の目標等

第1表の食料消費の見通し及び生産努力目標を前提として、諸課題が解決された場合に実現可能な水準として示す食料自給率の目標等は、第3表のとおりとする。

(第3表) 食料自給率の目標等

(単位：%)

	平成25年度	平成37年度
供給熱量ベースの総合食料自給率	39	45
生産額ベースの総合食料自給率	65	73
飼料自給率	26	40

注1：平成37年度における生産額ベースの総合食料自給率は、各品目の単価が現状（平成25年度）と同水準として試算したものである。

注2：飼料自給率は、粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量（TDN）に換算して算出したものである。

注3：上記の総合食料自給率の分母及び分子は下表のとおりである。

(単位：kcal/人・日)

供給熱量ベースの総合食料自給率	平成25年度	平成37年度
1人・1日当たり総供給熱量 (分母)	2,424	2,313
1人・1日当たり国産供給熱量 (分子)	939	1,040

生産額ベースの総合食料自給率	平成25年度	平成37年度
食料の国内消費仕向額 (分母)	15兆1,200億円	14兆3,953億円
食料の国内生産額 (分子)	9兆8,567億円	10兆4,422億円

2. 食料自給力

(1) 食料自給力指標の考え方

平成26年2月に公表された「食料の供給に関する特別世論調査」において、国内生産による食料供給能力の低下を危惧する回答が大部分を占める結果となったこと等を踏まえれば、国民に対して我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力（食料自給力）とその動向を併せて示すことにより、食料自給力についての国民の共通理解を醸成するとともに、食料安全保障に関する国民的議論を深化させていくことが必要である。

他方、国民が現実に消費する食料が国内生産によってどの程度賅えているかを示す食料自給率については、

- ① 非食用作物（花き・花木等）が栽培されている農地が有する食料の潜在生産能力が反映されないこと
- ② 先進国に比べ経済力が低く、輸入余力が小さい国では、食料自給率が高くなる傾向にあること
- ③ 高齢化等による食生活の変化といった消費構造に影響を受けること

から、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を示す指標としては一定の限界がある。

こうした中、国際的な食料需給に不安定要素が存在する中で、仮に輸入食料の大幅な減少といった不測の事態が発生した場合は、国内において最大限の食料供給を確保する必要がある。現実の食料消費を踏まえた供給熱量ベースの総合食料自給率は直近の平成25年度において39%であるが、我が国の農林水産業が有する潜在的な生産能力をフルに活用することとすれば、生命維持に必要な食料の生産を高めることが可能であることから、平素からその時点における我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を評価しておくことが重要である。

また、過去50年にわたり農地面積は減少傾向で推移するとともに、主要穀物（米、小麦、大豆）等の単収の伸びが近年鈍化しているなど、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力の低下が懸念される状況にあることから、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力について過去からの動向も併せて示すことにより、国内の潜在生産能力の状況について国民の正しい理解を得ていくことも重要である。

このように、国内の潜在生産能力について、平素からその時点における能力を定量的に評価するとともに、過去からの動向を示すことにより、

- ① 食料自給率が近年横ばいで推移する中、国内の潜在生産能力が徐々に低下している実情にあること
- ② 現在の食生活を前提とした作付体系からより供給熱量等を重視した作付体系とすることにより、我が国が有する食料の潜在生産能力を発揮すれば、現状より高い食料供給量を得ることが可能であること

を明らかにすることで、国民の共通理解の醸成を図るとともに、食料安全保障に関する国民的議論を深化させていくことが必要である。

このため、現実の食料消費を踏まえた食料自給率に加えて、我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標（その時点における我が国の食料の潜在生産能力を評価する指標）を試算することとする。

今回新たに食料自給力指標を示し、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有することにより、豊かな食生活が維持できている中であって日頃は深化が図られにくい我が国の食料安全保障に関する国民的議論を深め、その上で、国において、

- ① 生産者には農地等の農業資源や農業技術等のフル活用
- ② 消費者には国産農林水産物の積極的な消費拡大や農山漁村の重要性に対する理解の促進
- ③ 食品産業事業者には国産農林水産物の積極的な活用・販売や生産者と一体となった新たな取組の展開
- ④ 地方公共団体には地域の農林水産業の更なる振興や、農地等の確保、新技術の開発・普及、農業就業者の確保

等を働きかけることにより、食料の安定供給の確保に向けた取組を促すこととする。

（２）食料自給力指標の示し方

食料自給力指標は、農地等を最大限活用することを前提に、生命と健康の維持に必要な食料の生産を複数のパターンに分けた上で、それぞれの熱量効率が最大化された場合の国内農林水産業生産による１人・１日当たり供給可能熱量により示すこととする。

この食料自給力指標のパターンについては、現在の食生活との乖離の度合い等を勘案し、以下のとおりとする。

- ① 栄養バランスを一定程度考慮して、主要穀物（米、小麦、大豆）を中心に熱量効率を最大化して作付けする場合（パターン A）
- ② 主要穀物（米、小麦、大豆）を中心に熱量効率を最大化して作付けする場合（パターン B）
- ③ 栄養バランスを一定程度考慮して、いも類を中心に熱量効率を最大化して作付けする場合（パターン C）
- ④ いも類を中心に熱量効率を最大化して作付けする場合（パターン D）

さらに、これらと併せて、食料消費に対応した現実の国内生産（国産熱量）を支えている基礎的構成要素を明らかにする観点から、関連指標として、農産物については、

- ①「農地・農業用水等の農業資源」、②「農業技術」、③「農業就業者」を、水産物については、①「魚介類・海藻類の生産量」、②「漁業就業者数」を、それぞれ記載す

ることとする。

なお、食料自給力指標の試算に当たっては、食料自給力指標が現実とは切り離された潜在生産能力を示すものであることから、一定の前提を置かざるを得ないが、その前提については以下のとおりとする。

ア 生産転換に要する期間は考慮しない。

イ 農林水産業生産に必要な労働力は確保されている。

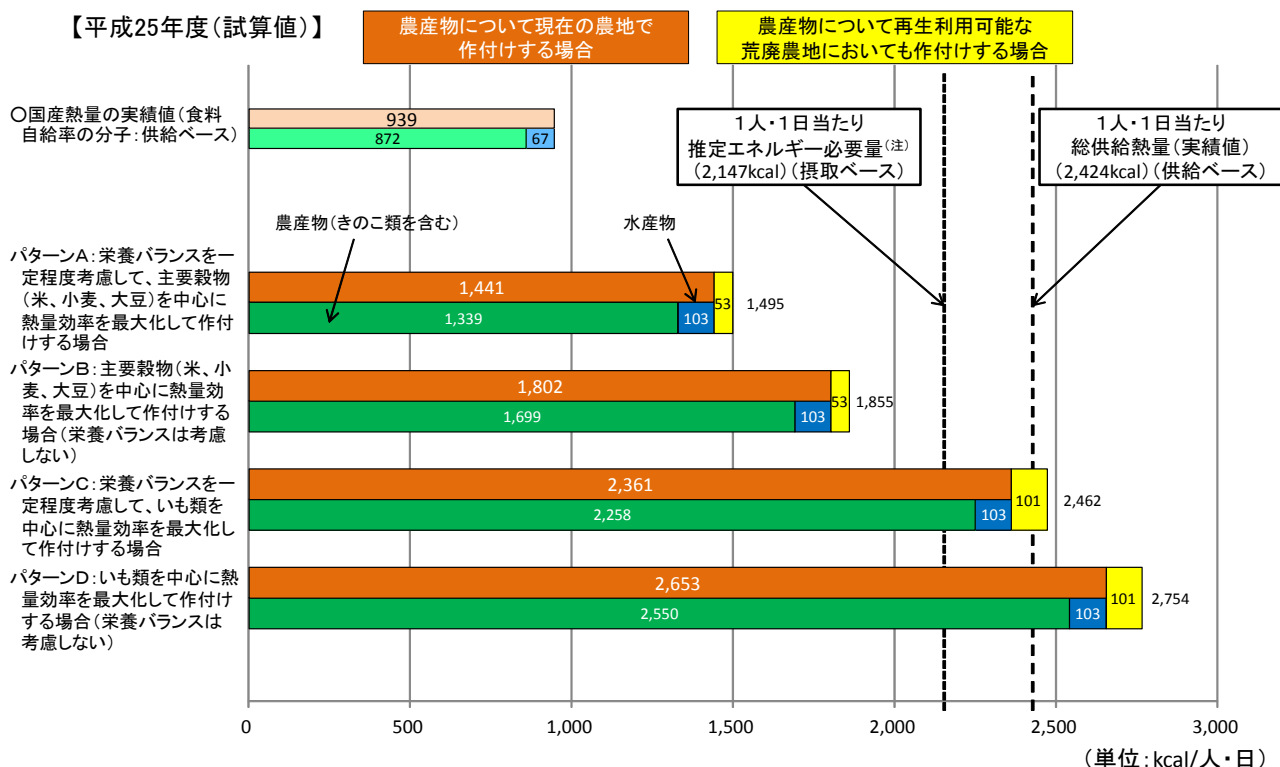
ウ 肥料、農薬、化石燃料、種子、農業用水、農業機械等の生産要素（飼料は除く。）については、国内の農林水産業生産に十分な量が確保されているとともに、農業水利施設等の生産基盤が適切に保全管理・整備され、その機能が持続的に発揮されている。

また、食料自給力指標については、その動向を定期的に検証する観点から、食料自給率の実績値と併せて、毎年、直近年度の値を公表する。

(3) 食料自給力指標

(2) で示した方法で試算した平成25年度における食料自給力指標は、図のとおりである。

(図) 平成25年度における食料自給力指標



注: 1人・1日当たり推定エネルギー必要量とは、「比較的短期間の場合には、『そのときの体重を保つ(増加も減少もしない)ために適当なエネルギー』の推定値をいう。

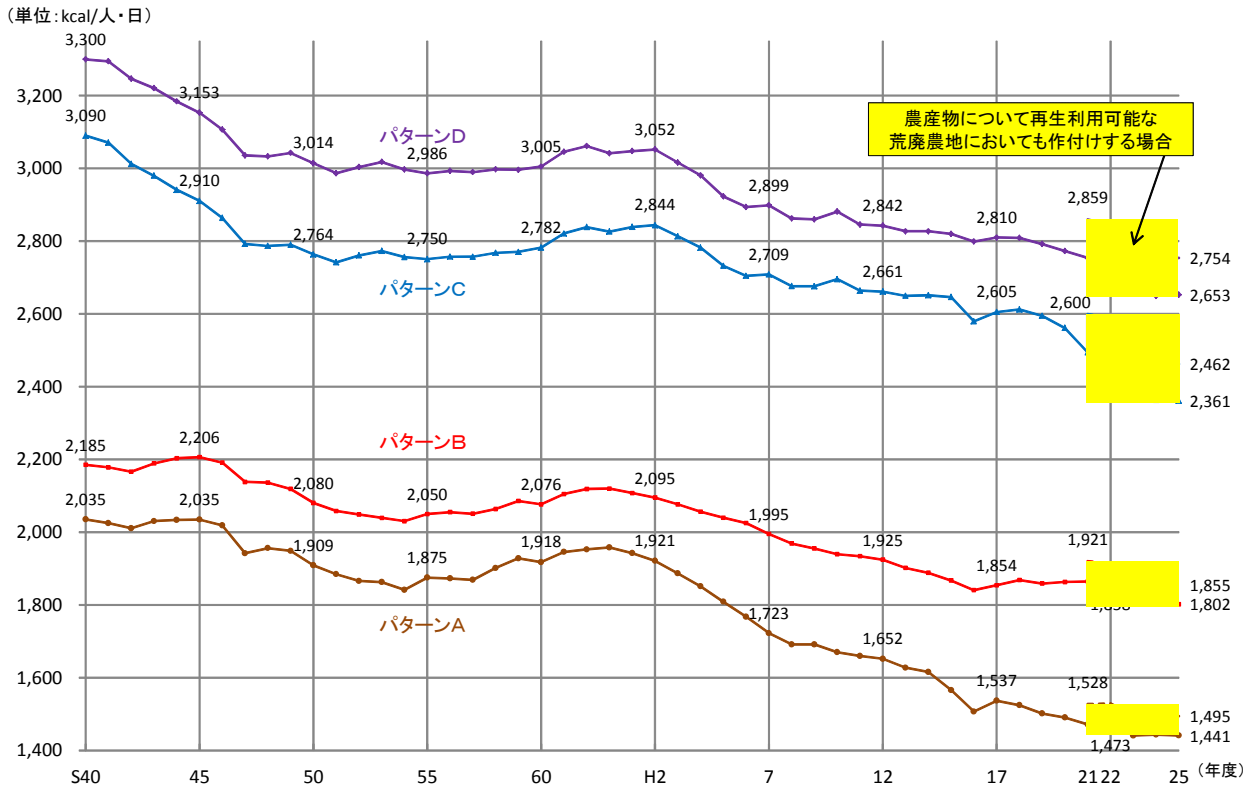
(関連指標)

			平成25年度	
農産物	農地・農業用水等の農業資源	農地面積（平成25年）	454万 ha	
		うち汎用田面積（平成24年）	107万 ha	
		うち畑地かんがい整備済み面積（平成24年）	46万 ha	
		機能診断済み基幹的水利施設の割合（平成25年）	54%	
		耕地利用率（平成25年）	92%	
		担い手への農地集積率	49%	
	農業技術	主要品目の10a当たり収量及び1頭羽当たり生産能力	米（米粉用米・飼料用米を除く）	539kg
			米粉用米	516kg
			飼料用米	498kg
			小麦	386kg
			大麦・はだか麦	308kg
			大豆	155kg
			そば	54kg
			かんしょ	2,440kg
			ばれいしょ	3,020kg
			なたね	111kg
			野菜	2,879kg
			果実	1,270kg
			てん菜	5,900kg
			さとうきび	5,440kg
			茶	185kg
			生乳	8,337kg
			牛肉	430kg
豚肉	77kg			
鶏肉	1.8kg			
鶏卵	19kg			
飼料作物	3,590kg			
農業就業者	農業就業者数（基幹的農業従事者＋雇用者（常雇い）数）		219万人	
	（平成22年）	うち40代以下	31万人	
水産物	魚介類・海藻類の生産量	魚介類	423万トン	
		海藻類	10万トン	
	漁業就業者数（平成25年）		18万人	

注1：10a当たり収量については実績値を記載。

注2：生乳については経産牛1頭当たり年間生産量、牛肉、豚肉、鶏肉についてはと畜1頭羽当たり枝肉生産量、鶏卵については成鶏めす1羽当たり年間生産量の値を記載。

(参考) 食料自給力指標の推移



注：パターン A 及び C において「栄養バランスを一定程度考慮する」とは、厚生労働省が「日本人の食事摂取基準（2015年版）」で示すたんぱく質の推奨量を充足し、かつ、ビタミン・ミネラルの推奨量（推奨量の設定がなされていない栄養素については、推定平均必要量又は目安量）を現状の食生活と同程度に充足（26栄養素中18栄養素について充足）するように作付け体系を設定することをいう。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組を推進するとともに、国民の健全な食生活に資するよう、食育や「和食」の保護・継承等を推進する。

食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業が、消費者の多様なニーズへの的確な対応や国内外の新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組を促進する。

食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、総合的な食料安全保障を確立する。

(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

食品の安全を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、科学的知見に基づき、国際的な枠組み（リスクアナリシス）による、リスク評価（食品中に含まれる有害要因の摂取による健康への悪影響を科学的に評価すること）、リスク管理（リスク低減のための政策や措置を検討し、必要に応じて実施すること）及びリスクコミュニケーション（リスクに関する関係者間の情報及び意見の交換）を行う。また、消費者の信頼を確保するため、食品表示情報の充実や適切な表示、食品産業事業者等による主体的な取組等を推進する。

① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

食品の安全性を向上させるため、科学の進展により新たに食品への含有が確認された有害化学物質・微生物を含め、含有実態調査や分析法等の研究を実施する。その結果、必要に応じて、当該有害化学物質等に係る生産・製造段階の安全性向上対策をまとめた低減指針等を作成し、現場に周知するとともに、これまで作成した低減指針等も含め、その効果を検証し、必要に応じて見直す。また、これらの取組により得た科学的知見やデータの提供等を通じ、我が国の実態を反映させつつ、食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献する。

このような有害化学物質等のリスクの低減に着目した取組等を基礎として、生産、製造の段階等ごとに食品の安全確保を図るために必要な取組について、以下のとおり推進する。

ア 生産段階における取組

生産資材について、安全性の向上、適正使用の推進、迅速な供給といった観点から、科学的知見に基づくリスク管理を効果的かつ効率的に実施する。このため、肥料については、下水汚泥など国内未利用資源の肥料原料としての利用を拡大するため、肥料登録に必要な公定規格を速やかに設定するとともに、事業者による簡易で安価な分析法を活用した自主的な品質管理を促進する。飼料については、原料の調達先国等の多様化への対応として、有害化学物質等による汚染実態の把握や監視・

指導を実施するとともに、より効果的かつ効率的に安全を確保するため、これまでハザード（危害要因）ごとに整理されていた工程管理のガイドラインを統合し、事業者における GMP（適正製造規範）や HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入を推進する。農薬については、より安全で有効な農薬を迅速に供給するため、農薬登録審査に当たって、国際的に用いられている方法を導入して科学的な審査を充実させるとともに、国際的な共同評価への参加等により審査を迅速化する。動物用医薬品については、より安全で有効な動物用医薬品を迅速に供給するため、審査手続の見直しや審査資料の国際的な共通化を推進する。

農業者や産地において、農業生産工程管理（GAP）の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上の GAP の普及、拡大を推進する。

イ 製造段階における取組

食品製造事業者における衛生・品質管理のための取組については、特に中小規模層の事業者への HACCP 導入を進めるため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 支援法）」（平成10年法律第59号）に基づく HACCP 導入のための施設や体制の整備等、必要な環境整備を推進する。また、HACCP の導入等を担う人材の育成や、消費者理解を促進するための取組等を推進する。

ウ 危機管理等に関する取組

食品に起因する事故、事件の発生や被害の拡大を防ぐため、食品産業事業者におけるコンプライアンス（法令及び社会規範遵守）の徹底や食品事故対応マニュアルの整備等を促す取組を継続する。また、平成26年6月に公表された「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」報告書で整理された食品防御の考え方やその対策を広く周知し、食品産業事業者による業界を挙げた取組を促進する。

エ 輸入に関する取組

輸入食品の安全を確保するため、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等の入手のための関係府省の連携の推進、監視体制の強化等に取り組む。

② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」（平成25年法律第70号）の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。また、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律第134号）に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、外食メニュー等の適切な表示を推進する。このほか、平成17

年7月に公表された外食事業者による「外食の原産地表示ガイドライン」の積極的な活用を促進する。

引き続き米穀等のトレーサビリティ制度を適切に運用する。また、食品産業事業者等による、入荷品と出荷品の対応関係も含めて入出荷記録を作成し、保存する取組の拡大を推進する。

消費者の信頼向上に向けた食品産業事業者等の主体的な取組を促すため、食品の品質管理、消費者対応等の取組について、食品の生産から加工・流通、消費に至るまでの各段階の関係者が連携し、情報共有を通じて取組の向上と標準化を図るとともに、取引先や消費者に対する積極的な情報提供を推進する。

(2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

① 食育の推進と国産農産物の消費拡大

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。

ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等を分かりやすく周知する。また、年代、性別、就業や食生活の状況などに応じて消費者各層の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。さらに、健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」の推進に資するメニューや商品に関する消費者への情報提供などの取組を促進する。

こうした「日本型食生活」の実践に係る取組と併せて、学校教育を始めとする様々な機会を活用した、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進する。

こうした食育活動を通じて学んだことについて、家庭での共有を促進する。

これらの施策を効果的かつ効率的に推進するため、食育を実践する農業者、食品産業事業者、教育関係者等の現場の声を把握し、積極的な活動を促すための仕組みを構築する。

国産農産物の消費拡大に向けて、食育や「和食」の保護・継承、介護食品の開発など医療・福祉分野と食料・農業分野が連携する医福食農連携、農村の魅力と観光需要を結び付ける農観連携、国産花きなど品目別の需要拡大等を推進する取組と連携しつつ、官民一体となった国民運動を推進する。また、地域の農産物の学校給食への安定供給体制を構築するなど、関係府省が連携しつつ、地産地消を更に推進する。特に、米については、米飯学校給食の更なる拡大、簡便化や健康志向等の消費者ニーズに対応した新商品の開発等を推進する。

② 「和食」の保護と次世代への継承

日本人の伝統的な食文化である「和食」が、ユネスコの無形文化遺産に登録（平成

25年12月)されたことを踏まえ、「和食」の保護・継承を本格的に進める必要がある。このため、「和食」に関する国民の関心と理解が深まるよう、「和食」の栄養バランスの健康への寄与等に関する科学的解明とその普及、学校給食や家庭における「和食」の提供機会の拡大、「和食」の継承に向けた地域における食育活動、和室等を活用した和の文化の一体的な魅力発信などを推進する。また、「和食」の保護・継承に当たっては、ユネスコの登録に際し、保護・継承に責任を持つ唯一の民間団体として位置付けられた「一般社団法人和食文化国民会議」とも密接に連携し、産学官一体となって効果的に進める。

(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進する。これにより、農産物や食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進する。

こうした取組を通じ、消費者のニーズ等を踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農業経営体の創出を推進する。

農観連携やバイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携など、地域の多様な資源を活用した6次産業化等を促進し、農村全体の活性化を推進する。

このため、新商品開発や販路の開拓、必要な加工施設等の整備、事業の本格的な拡大といった取組の発展段階や取組主体に応じ、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消費）」（平成22年法律第67号）や農林漁業成長産業化ファンド等の支援施策の活用を推進する。

6次産業化等を通じて新たな価値の創出に成功した取組について、成功の要因や今後の課題等を分析し、その結果を踏まえた現場の取組を促すとともに、農業者等によるこれらの施策の活用方法の明確化や施策の必要な見直しを行う。また、6次産業化等の取組をコーディネートする人材を育成するための取組を含め、農業者等を適時・的確にサポートする体制の充実等を図り、取組の更なる拡大、向上を推進する。

6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等により構成する地域における連携の場等の設置、活用や地域の戦略等の策定を促進する。

このような取組に加えて、地域の農産物や食品のブランド化を図るため、地理的表示保護制度の活用等を促進する。

② 食品産業の競争力の強化

食品産業は、消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するという役割を担うと

ともに、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業の一つとして地方創生に欠かせない存在となっている。このため、輸入食品との競争が激化する中で、高齢化の進展や人口減少、女性の社会進出等による市場環境の変化に的確に対応し、引き続き食品産業がその役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含め食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進する。

ア 新たな市場を創出するための環境づくり

食品産業事業者が、食をめぐる様々な環境変化等を的確に捉え、リスクの伴う新たな分野への進出等に積極的にチャレンジする取組を後押しする。

具体的には、今後市場の拡大が期待されている、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスの分野について、医福食農連携による食品産業事業者等の参入を促す。このため、新しい介護食品（愛称：スマイルケア食）について、認知度向上に向けた取組や地域の農産物を活用しつつ、郷土料理も取り込んだ介護食品の開発等を推進する。また、食を通じた健康管理を支援するサービスについて、地域の農産物を活用した健康レシピメニュー、機能的食品等の開発及び普及とともに、食と健康に関わる様々なデータの収集、分析、活用等を推進する。

食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた JAS 規格等を検討し、制度化を図る。

イ 食品流通の効率化や高度化等

食品流通の各段階における効率化や機能の高度化等を推進する。

具体的には、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進する。また、青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進するとともに、農産物先物市場について、市場環境を整備する。

また、配送の共同化や取引の電子化等による、食品流通の各段階におけるコスト縮減や、多様な消費者や実需者のニーズに適切に対応した多元的な流通の展開等を推進する。

ウ 生産性向上等の取組

家族経営等の中小規模の事業者が多い食品産業における生産性向上や労働力確保等に向け、優良事例の共有化等を図る官民一体となった協議会の立ち上げや、ロボット技術の導入等の取組を推進する。また、地域の食品産業事業者が、そのニーズに応じた人材を確保するための教育機関等との連携を推進する。

エ 環境問題等の社会的な課題への対応

食品産業の持続的な発展に向け、環境問題への取組を始め社会的課題への対応のための取組を推進する。

具体的には、食品産業事業者による温室効果ガスの排出削減等の取組を進めると

ともに、食品ロスの削減に向け、食品の流通過程における納品期限等に関する商慣習の見直しの促進や、消費者への普及啓発等を行う国民運動の展開を図る。また、食品産業事業者と農業者等との連携により食品廃棄物を飼料や肥料として再生利用する取組を促進する。

高齢化や人口減少等の影響により食料の入手が困難となっている消費者が存在する地域において、移動販売や宅配サービスの展開など、食品産業事業者等による地域の関係者等と連携した取組を推進する。

(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓

今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、成長著しいアジア諸国のみならず、より購買力の高い人口を多く擁する欧米の大市場も重視しつつ、日本の農林水産物・食品の輸出や、食品産業のグローバル展開を促進する。また、知的財産を戦略的に創造・活用・保護する取組を促進する。

① 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

ア オールジャパンでの輸出促進体制の整備

これまでの輸出促進の取組は、産地単位や都道府県単位等の取組にとどまり、特定の国や時期に輸出が集中するなどの課題が生じていたことから、オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会において、品目別や品目横断的な課題への対応方向を検討するとともに、主要品目別に設立された輸出団体による輸出拡大の取組を関係府省等が連携して推進する。

具体的には、輸出戦略実行委員会において、品目別の輸出拡大に向けた取組の方向を示す輸出拡大方針を毎年作成し、検証を行うとともに、物流効率化などの品目横断的な課題に対する方策を検討する。また、品目別輸出団体が、国や日本貿易振興機構（JETRO）等の支援を受けつつ、当該品目のブランドの確立、産地間の連携、輸出先国の規制など業界共通の課題解決を図る取組などを推進する。

JETRO における輸出関連の情報収集・発信等の機能や相談窓口としての機能を強化するとともに、海外見本市への出展や国内外での商談会の開催、専門家の設置等に加え、新たな海外市場において販売促進等を行うための拠点の設置など、輸出に取り組む事業者等のサポート体制の充実について、関係府省が連携して推進する。

イ 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

輸出先国の規制等、輸出促進の阻害要因となっている課題を洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした輸出環境課題レポートを毎年作成して公表し、輸出環境課題の解決に向けた取組を優先順位を付けながら計画的に推進する。

具体的には、輸出先となる国や事業者等から求められる HACCP、ハラール（イスラム教の教義に基づいて処理、加工された食品等）、GLOBALG. A. P.（欧州の流通小売の大手企業が策定した取引要件としての GAP）等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する、HACCP をベースとした食品安全管理に関する

規格・認証の仕組みやGAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

東電福島第一原発事故後に放射性物質に係る輸入規制を行っている国・地域に対し、政府一体となって、規制の緩和や撤廃に向けた働きかけを継続する。

輸出検疫については、卸売市場や産地における輸出検査の実施等により利便性の向上を図るとともに、輸出を目指す事業者等に対して諸外国の検疫条件に関する情報提供を行う。また、訪日旅行者に対する輸出可能品目についての情報提供等により、農産物・食品の持ち帰りを推進する。これらの国内における検疫環境の整備に加えて、検疫上の理由により輸出できない国や品目について、重点国や重点品目を中心に、国際基準に則して、科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施する。

こうした様々な課題への着実な対応と併せて、途上国等において、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を図るため、平成26年6月に策定した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、我が国の食品産業の海外展開等を通じたコールドチェーン（低温流通体系）、流通販売網等の整備を推進する。また、関係府省が連携し、国内の輸出促進のためのインフラ（産地の施設、卸売市場、物流網、港など）について、今後の環境整備の在り方に関する検討を進め、必要な対応を行う。

ウ 輸出促進等に向けた日本食や日本の食文化の海外展開

「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を一つの契機として、日本食や日本の食文化を世界に展開する素地が整ってきている。このため、国内における「和食」の保護・継承を図りつつ、日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するよう、平成27年のミラノ国際博覧会や平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会などを積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する。

このため、海外においては、在外公館、マスメディア等を活用した日本食や日本の食文化の魅力の効果的な発信とブランド化、民間団体による資格付与制度の創設を始めとする日本食の海外普及に貢献する調理師等の育成を推進する。また、国内においては、外食メニューの多言語化の推進等による訪日外国人の受入環境づくり等を推進する。その際、官民合同の協議会において、日本食や日本の食文化を効果的に海外に普及するための戦略を策定し、関係者が連携した取組を推進する。

② 食品産業のグローバル展開

食品産業が持続的に発展していくためには、成長著しいアジアなど世界の食関連市場も取り込んでいくことにより、その事業基盤を拡大、強化していくことが重要な戦略の一つである。このため、日本食や日本の食文化の海外への普及を図る取組とも連携しつつ、食品産業の海外展開を促進するための環境整備を推進する。

具体的には、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、二国間の政策対話や経済連携等を活用し、食品安全や動植物検疫関連の規格や基準、知的財産権保護等の規制や制度などのビジネス投資環境の整備を推進するとともに、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を図る。あわせて、農産物や食品に関する国際規

格や基準について、我が国の実態を適切に反映させるため、その規格や基準の策定に至る議論に積極的に参加する。

主要国において HACCP の義務化が進展する中、我が国の食品産業事業者の国際的な取引における競争力を確保し、消費者に対してより安全な食品を供給するため、事業者による HACCP に基づく自主的な衛生管理等の普及を図るとともに、海外からその取組が評価される環境を整える必要がある。また、我が国の事業者にとって言語やコスト等の面でも取り組みやすい規格や認証の仕組みが求められている。このため、HACCP に関する研修の実施など我が国における HACCP 普及のための支援体制の充実を図るとともに、日本発の国際的に通用する、HACCP をベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組について、官民が連携して推進する。あわせて、事業者における、HACCP などの食品安全に関する知識を有する人材や国際的な基準の策定等の過程に参画できる人材の育成と、こうした規格や認証の仕組み等の海外への積極的な発信等を推進する。

海外展開を目指す食品産業事業者について、事業検討段階から現地法人の立ち上げまで一貫してサポートする体制の充実を図る。加えて、海外進出の際に一定の知識と技術を有する現地人材を確保するため、アセアン各国の大学等と連携し、食品加工・流通等に関する教育を行う取組を推進する。

③ 知的財産の戦略的な創造・活用・保護

高品質な農産物・食品づくりとそのブランド化等により、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値を創出していくため、国内外の市場において、戦略的に知的財産を生み出し(創造)、経済的価値につなげ(活用)、模倣品・海賊版から守る(保護)取組を推進する。

この一環として、品質、社会的評価等の特性が産地と結び付いている製品について、その名称を保護する地理的表示保護制度の活用を促進するため、制度の認知度の向上を図るとともに、迅速かつ公平な登録審査を実施する。また、制度の信頼を確保するため、登録後の品質管理の徹底についての指導・監督、地理的表示の不正使用に対する適切な取締り等を実施する。さらに、登録された製品のブランド価値が輸出先国で認識されるための環境整備を図るため、地理的表示マークの活用、輸出先国での適切な保護に向けた枠組みづくりを推進する。

我が国の農業や食品産業の分野において知的財産の利活用が進んでいない状況を踏まえ、戦略的知的財産活用マニュアルの普及啓発により、育成者権や商標権といった特性の異なる知的財産権を組み合わせる等、戦略的に知的財産を利活用する取組を促進する。

一方、海外において我が国の農産物・食品の模倣品の流通などが増加、深刻化しており、このような知的財産の侵害に迅速かつ的確に対応するため、現地法人のネットワークを活用した監視や、海外展開企業の知的財産担当 OB を配置した国別相談窓口の活用等を推進する。また、東アジア地域における品種保護制度の整備を進めるため、

アセアン+日中韓で構成される「東アジア植物品種保護フォーラム」を通じて、各国の政策決定者への働きかけ等を推進する。さらに、海外における知的財産保護の取組を強化するため、我が国が締結している EPA の知的財産に係る規定を効果的に活用するとともに、必要に応じて改訂に係る交渉を行う。

なお、このような知的財産に関する施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、新たな農林水産省知的財産戦略を平成27年5月までに策定する。

(5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立

国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することが必要である。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図る必要がある。

他方、世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因（リスク）が顕在化しつつあり、中長期的な食料需給のひっ迫が懸念されている。また、自然災害や輸送障害などの一時的・短期的に発生するリスクも存在している。

このため、不測の事態に備え、平素からこれらのリスクの影響等を分析、評価するとともに、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備、関係者による共有を進める。また、リスクの分析、評価を踏まえた、食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討し、実施する。こうした取組を通じて、総合的な食料安全保障の確立を図る。

① 食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等

食料の安定供給に関する様々なリスクに対処するための恒常的な取組として、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合い、発生頻度、対応の必要性等について毎年度分析、評価を行い、その結果を公表する。その際、必要に応じて対象品目や分析、評価手法の見直しを行う。

一方、国内における不作や輸入の大幅な減少など食料の安定供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合には、「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、備蓄の活用や代替輸入の確保、緊急増産等の対策を講じる。また、こうした対策を講じるに当たっては、国はもとより、地方公共団体、農業者、民間事業者、消費者等がそれぞれの立場で迅速かつ的確に対応する必要があることから、同指針に基づく具体的な対応手順について、関係者に幅広く周知するとともに、想定される事態ごとのシミュレーション等を実施し、対応手順の実効性の検証、必要に応じた見直しや更なる充実を行う。

② 海外や国内におけるリスクへの対応

食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析、評価の結果を踏まえ、平素から、食料供給への影響を軽減するための対応策を以下のとおり検討し、実施する。

ア 国際的な食料需給の把握、分析

世界の食料需給の動向を踏まえた事業者の的確な調達等に資するため、世界の穀物等の需給をめぐる現状や短期の見通し等について、幅広く情報を収集、分析し、定期的な情報発信を行う。また、将来の食料需給を見据え、的確にリスクに対応するため、各国の経済成長や政策の動向等を踏まえた中期的な食料需給予測を実施するとともに、新たな気候変動の影響評価等を踏まえた長期（2050年）の食料需給予測システムを構築する。

イ 輸入穀物等の安定的な確保

海外からの輸入に依存している穀物等の安定供給を確保するため、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集、船舶の大型化に対応した流通基盤の強化等を通じて輸入の安定化や多角化を図る。特に、食料の主要な輸入相手国との EPA においては、平成27年1月に発効した日豪 EPA で輸出禁止措置等を導入しないよう努める規定が設けられたように、輸出禁止・規制に関する規律強化を図るなど食料の安定供給の確保に資するよう交渉を進める。また、不測の事態に備え、小麦や飼料穀物の適正な備蓄水準を確保する。

穀物等の輸入の安定化や多角化に加えて、「世界の食料安全保障」（すべての人が、常に、活動的で健康な生活を送るための食生活上の要求と嗜好に合致した、十分に、安全で、栄養のある食料を物理的、社会的、経済的に手に入れられること）への貢献を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進する。

飼料穀物や肥料原料については、海外からの輸入への依存度を低減させるため、国産飼料の生産拡大、国内の未利用資源の活用に向けた技術開発、実証・実用化等をコストに配慮しつつ推進する。

農作物の新品種開発に不可欠な遺伝資源を確保するため、遺伝資源の利用等に関する国際的な枠組みの構築への貢献、二国間の協力関係の強化等により、海外からの遺伝資源の円滑な取得を推進する。

ウ 国際協力の新展開

「世界の食料安全保障」と途上国の経済成長等に貢献するため、新たな途上国支援の仕組みとして官民連携によるフードバリューチェーンの構築を推進する。具体的には、二国間政策対話等を活用し、民間投資と連携した協力を行う。その際、現地の理解を得る等の観点から、平成26年10月に世界食料安全保障委員会（Committee on World Food Security）で採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」に沿って進める。

飢餓・貧困対策や、気候変動、越境性感染症等の地球規模課題に対応するため、途上国に対して農業生産や食品安全等に関する技術協力及び資金協力、食料援助等を実施する。また、アフリカを始めとする世界の栄養改善に向けて、官民が一体となって具体的な方策を検討し、実施する。

東アジア地域における大規模災害等の緊急時に備えるため、アセアン+日中韓の緊急米備蓄の体制確立等を主導的に推進する。

エ 動植物防疫措置の強化

オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を控えて訪日外国人旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の海外からの侵入防止のため、家畜・植物防疫官の増員や検疫探知犬の増頭などによる検査体制の強化等により、円滑で確実な水際対策を実施する。また、国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援する。さらに、海外での疾病の発生情報等を収集、分析し、リスクに応じた適切な検疫措置を実施する。

加えて、国内の家畜防疫体制の強化を図るため、畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守徹底を進める。その上で、輸出環境の整備にもつながる農場 HACCP の導入を促進するため、その効果の分析、周知を行う。また、疾病発生時の対応の在り方等を明記した防疫マニュアルを作成するとともに、ワクチンの円滑な供給を図るための体制を整備する。さらに、20～30歳代の獣医師の半数は女性であることを踏まえ、女性獣医師が生涯を通じて能力を発揮できる環境づくりなど産業動物獣医師の確保・育成等を推進する。

国内における病害虫の発生予防及びまん延防止のため、病害虫の発生予察情報に基づく適期防除、植物の移動規制等の対策の強化を推進するとともに、防除技術の高度化等に取り組む。

オ 食品流通における不測時への備えの強化

東日本大震災の経験を踏まえ、不測時においても食料のサプライチェーンの機能を維持し、被災地への応急食料の供給や全国的な食料供給の確保を図る。このため、食品産業事業者の事業継続計画（BCP）策定や、事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築を促進するとともに、流通拠点の耐震化を進める。また、主食である米及び小麦の適正な備蓄水準を確保するとともに、平素から家庭における食料品の備蓄を推進する。

（6）国際交渉への戦略的な対応

経済連携交渉や WTO 交渉に当たっては、食料輸入国である我が国の立場を最大限に反映することを念頭に置きながら、各国の農業が相互に発展できる貿易ルールの確立を目指す。

TPP 協定、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA 等の経済連携については、我が国の農林水産品がこれらの交渉において慎重に扱うべき事項であることに十分に配慮し、重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、交渉を行う。

WTO ドーハ・ラウンド農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念を保持し、我が国の主張を最大限反映させる取組を継続する。

2. 農業の持続的な発展に関する施策

農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮という役割を十分

に発揮していくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要である。

このため、経営感覚を持ち自らの判断でチャレンジしていく農業経営者が活躍できる環境の整備と国産農産物の競争力の強化に向けて、担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）の育成・確保、担い手への農地集積・集約化、農業生産基盤の整備、需要に応じた生産・供給体制の改革、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現などを総合的に推進する。

（１）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

① 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者（効率的かつ安定的な農業経営に向けた経営改善の計画について市町村の認定を受けた農業者）、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者（経営発展の目標を持って新たに農業経営を始めるための就農計画について市町村の認定を受けた農業者）、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施する。

その際、認定農業者等の担い手には家族農業経営、法人経営などがあるが、法人経営には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の面で、効率的かつ安定的な農業経営に向けてメリットが多いことから、農業経営の法人化を推進する。

ア 担い手への重点的な支援の実施

認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う。また、担い手の育成・確保に向けた施策について、構造改革の進展の状況を踏まえつつ、担い手の経営発展に資するよう、分析、検証を行っていく。

イ 農業経営の法人化等の加速化

農業経営の法人化を促進するため、大規模な家族農業経営や集落営農等を中心に、法人化のメリットや手続、法人経営に必要な財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発を行うとともに、税理士等の経営に関する専門家による相談・指導体制の整備などを推進する。また、労働力不足の状況に対応し、農業法人において、幅広い年齢層や他産業からの人材などの活用を図るため、他産業並みの就業環境の整備を推進するとともに、従業員のキャリアパスとして別の法人の経営者として独立する取組等を促進する。

担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受皿として、集落営農

の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進する。

ウ 経営の多角化・複合化

雇用労働力の有効活用や農業機械等の経営資源の有効利用、価格変動や自然災害による経営リスクの分散等を図るため、経営の多角化や複合化を推進する。

② 新規就農や人材の育成・確保、経営継承等

将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが喫緊の課題である。このため、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。また、次世代に農地等の資源を着実に継承するための経営継承や、リース方式による企業の農業参入を促進する。

ア 青年層の新規就農

就農意欲の喚起と就農後の定着等を図るため、就農の準備や所得の確保、農業法人等が実施する新規就農者に対する実践研修等を支援する。また、無利子資金の貸付け等により、農業機械等の取得に係る初期投資の負担軽減を図る。さらに、ハローワークなどの関係機関や教育機関等と連携した就農情報の提供や就農相談等の取組を充実する。

このほか、地域の農業大学校、農業高校等の卒業生の就農を促進するため、関係府省や都道府県等の連携の下、先進的な農業経営の学習の充実や就農支援体制の強化等を図る。

イ 経営感覚を持った人材の育成・確保

今後の地域農業のリーダーとして、農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成するため、農業界と産業界が連携した研修教育等を充実する。

農業経営に必要な財務・経理や生産管理、労務管理、マーケティング等に係る知識・技能の習得等を確認するための手法の活用など、農業就業者のキャリアアップを促す取組や、他産業での経験を有する者と農業法人等の人材ニーズを結び付ける取組など、農業就業者の育成・確保の取組を促進する。

ウ 次世代の担い手への円滑な経営継承

今後、担い手の優れた技術や農地等の生産基盤を確実に次世代の担い手に継承していくため、農業法人や大規模な家族農業経営が経営継承の重要性の理解を深め、円滑に経営継承を行うための具体的な計画を策定し、実施する取組を促進する。

エ 企業の農業参入

企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては農地の受皿として期待されていることから、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進する。

(2) 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金

額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている。他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、女性同士のネットワークの強化等の地道な取組を通じて男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。

このため、地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、人・農地プラン（地域農業の発展を図る観点から地域における話合いにより作成する、地域農業を担う経営体や農地利用の在り方等を示した計画）を検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する。

経営体向けの補助事業について女性農業者等による積極的な活用を図るための取組を推進する。

地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の経営の発展を促進するための取組を推進する。

女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデアなどを結び付け、新たな商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大する。

(3) 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保

① 担い手への農地集積・集約化の加速化

ア 人・農地プランの活用

各地域の人と農地の問題（担い手への農地利用の集積・集約化と荒廃農地等の発生防止・解消）を解決していくため、人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進する。その際、認定農業者、新規就農者や企業等の新規参入者も含め、地域内外の幅広い関係者が参画した徹底的な話合いを進め、担い手を同プランに位置付けていくとともに、農地利用状況の電子地図システムを話合いのベースとして全面的に活用する。

人・農地プランに即して担い手が行う経営規模の拡大等の取組を融資等を通じて促進する。

イ 農地中間管理機構のフル稼働

農地の公的な中間的受皿として各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進する。

この場合、地域の状況に応じ、「各地域の人・農地プランとの連動した取組」、「新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズに対応した取組」、「農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組」、「基盤整備事業と連携した取組」という4つのアプローチを推進し、農地中間管理機構のフル稼働につなげていく。

その際、都道府県ごとの状況を毎年公表するなどにより、各都道府県での取組を促進する。

② 荒廃農地の発生防止・解消等

農業者等が行う、荒廃農地（市町村及び農業委員会の現地調査において、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）を再生利用する取組を推進するとともに、農地法に基づく農業委員会による利用意向調査、指導等の一連の手続を活用して再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める。

有効かつ持続的に荒廃農地対策を進めるため、暗きょ排水等による農地の条件整備、放牧の活用等関連施策との連携の在り方について総合的に検討し、必要な施策を実施する。

③ 農地転用許可制度等の適切な運用

国と地方の適切な役割分担の下、農用地域内農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限の地方への移譲等を行い、併せて農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。

（４）担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討

① 担い手を対象とした経営所得安定対策の着実な推進

担い手の農業経営の安定を図り、我が国農業の更なる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」について、平成27年産から認定農業者、認定新規就農者、集落営農を対象として、規模要件を課さずに実施する。

ア 畑作物の直接支払交付金

諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある畑作物を生産する農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差に相当する額を直接交付する「畑作物の直接支払交付金」の措置を「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成18年法律第88号）（以下「担い手経営安定法」という。）に基づき安定的に実施する。

イ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの等で、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要がある農産物を生産する農業者に対して、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」の措置を担い手経営安定法に基づき安定的に実施する。

ウ 米の直接支払交付金

米の直接支払交付金について、平成29年産米までの時限措置として実施する。

② 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基づく現行の農業災害補償制度は、価格低下等は対象外であり、対象品目は収量を確認できるものに限定されているなど、農業経営の安定のためのセーフティネットとして課題を有している。

このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査を実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進める。

その際、既存の制度と重複がないよう、在り方を含めて関係を整理する。また、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討する。

このほか、自然災害等の影響を受けた農業者について、経営の維持・安定を図るために必要な資金の調達の支援を行う。

(5) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業就業者の減少や高齢化等が進行する中で、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料自給率・食料自給力の維持向上を図る。

このため、環境との調和に配慮しつつ、事業の重点化、コスト縮減、費用対効果分析等による事業評価を通じた事業の効率的な実施を旨とし、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する。また、構造改革の加速化や国土強靱化に向けた事業の計画的かつ効果的な実施に資するため、新たな土地改良長期計画を策定する。

① 力強い農業を支える農業生産基盤整備

担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進する。その際、ほ場の均平度、末端用水施設の整備状況、排水性等の農地整備状況について、地理情報システムを活用した情報の可視化、関係者間の共有を図る。

農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進する。

② 老朽化等に対応した農業水利施設の持続的な保全管理

農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する。その際、経年的な劣化等を原因とする農業水利施設の突発事故等不測の事態への対策を強化する。

基幹から末端に至る一連の施設の保全管理の充実、強化に向けて、多面的機能支払制度等の活用や、地理情報システムを活用した点検、機能診断結果等の情報の蓄積、

可視化、共有を通じ、関係者による一体的な保全管理体制の構築を推進する。

③ 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

都市化や農業者と農業者以外の住民の混住化が進行する農村地域において、集中豪雨の増加や大規模地震の発生等、災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月閣議決定）等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化、洪水被害防止等の対策と、ため池管理体制の構築等による地域防災力の強化のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進する。その際、地域の実情やリスク評価に応じた施策の重点化や優先順位付けを行いつつ、既存施設の有効活用や地域コミュニティ機能の発揮等により効率的に対策を推進する。

④ 農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討

大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加等の農業・農村の構造の変化に伴い、農地や農業水利施設の管理、土地改良区の組織運営、土地改良事業の実施に際しての関係者の意識やニーズ等に影響が生ずることが想定される。このため、農業・農村の構造の変化を見極めつつ、土地改良事業や土地改良区の現状、ニーズ等について把握、分析した上で、新たな土地改良長期計画の検討等と併せ、土地改良制度の在り方について検証、検討を行う。

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する

施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰りの活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進する。

麦、大豆については、実需者ニーズに対応した生産・供給を推進するため、地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、ほ場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進する。

② 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

畜産について、高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少していることから、畜産農家を始めとして、地域に存在するコントラクター等の外部支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携、結集し、地域全体で畜産の収益性を向上させる取組（畜産クラスター）の推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図る。

その際、新規就農者等の確保や経営資源の円滑な継承を促進するとともに、搾乳ロボット等の省力化機械の導入・活用、外部支援組織の活用を通じた労働負担の軽減を推進する。

性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用後継牛の確保や、和牛受精卵を活用した和牛の生産拡大、ICT の導入、活用等による飼養管理の高度化、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産等を推進する。

生産性の高い草地への改良、水田を活用した飼料作物やエコフィード（食品残さ等利用飼料）等の生産・利用の拡大、荒廃農地等における放牧の活用等により、国産飼料の利用を推進する。

畜産経営の安定を図る観点から、経営安定対策を実施する。

③ 実需者ニーズ等に対応した園芸作物等の供給力の強化

野菜について、価格低落時における生産者補給金の交付等を通じて生産者の経営安定と野菜の安定供給を図る。また、加工・業務用ニーズに対応した生産を推進するため、専用品種の開発と導入に取り組むとともに、収穫機の開発と導入などの機械化一貫体系の確立、土壌改良等の作柄安定技術の導入を推進する。さらに、流通の効率化を図るため、物流業界とも連携し、集出荷体制の再編・集約化や輸送手段の転換（モーダルシフト）等新たな輸送システムを構築する取組を推進する。

果樹について、加工用や海外向け等の需要に対応した生産・加工・流通の構造改革を進める。このため、産地の戦略に基づく優良品目、優良品種の導入の加速化、カットフルーツ向け等の加工原料の安定的な生産供給体制の構築、園地集積等による低コスト生産、流通状況に応じた円滑な需給調整対策等を推進する。

花きについて、「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号）に基づき、国内外の実需者ニーズを踏まえ、好まれる色や形質を持つ品種、日持ち性に優れた品種、低コスト生産が可能な栽培技術等の開発を推進する。また、種苗供給施設等の共同利用施設、周年生産が可能となる耐候性ハウス、保冷コンテナや保冷車等を活用したコールドチェーンなど、輸出も見据えた生産流通体制の整備を推進する。さらに、オリンピック・パラリンピック東京大会や国際的な博覧会において、日本の花きの優れた品質をPRし、国産シェアの回復と輸出拡大を図る。

茶、甘味資源作物等の地域特産物について、地域経済におけるその重要性を踏まえ、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進する。このうち、茶については、輸出拡大や高付加価値化に向け、輸出向け商品の加工技術や機能性成分等の特色を持つ品種の導入等を推進し、甘味資源作物については、価格調整制度による国内生産の安定を図る。

④ 需要拡大が見込まれる有機農産物や薬用作物の生産拡大

有機農産物について、地域の気象、土壌条件等に適合した技術体系の確立、普及や実需者と生産者とのマッチング、有機JAS認証の取得を推進するとともに、輸出促進に向けた諸外国との有機同等性の取得等により、生産拡大を推進する。

薬用作物について、実需者（漢方薬メーカー等）と産地との情報交換会を開催し、契約栽培の取組を推進するとともに、「日本薬局方」（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づき定められる医薬品の規格基準書）に定める品質規格を満たすための栽培技術の確立等を推進する。

（7）コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等

① 戦略的な研究開発と技術移転の加速化

ア 現場のニーズを踏まえた戦略的な研究開発

生産・流通現場が直面する課題を速やかに解決するとともに、中長期的な戦略の

下で新たな技術を生み出していく観点から、新たな農林水産研究基本計画に基づき研究開発を推進する。特に、重点分野については研究開発から事業化や現場への普及までを俯瞰した技術戦略を策定し、国、都道府県、大学、民間企業等の分担、連携により計画的に技術開発や現場導入を進める。

農業者や消費者等のニーズに直結した研究開発を推進するため、研究開発段階における農業者や食品産業事業者、普及組織等の参画を推進する。

総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が、経済界等との連携にも取り組みつつ、我が国の強みであるロボット技術や ICT、ゲノム技術等の最先端の技術を応用することにより、生産・流通システムを画期的に改善する技術の開発を推進する。また、研究開発を担う人材を育成する取組を推進する。

イ 技術移転の加速化

各地域において、大学や研究機関が有する技術と民間企業等が有する事業アイデア、資金等を結び付け、異分野を含む産学官の知を結集した共同研究や事業化等を加速化する新たな仕組みづくりを推進する。

協同農業普及事業について、農業資材販売等と併せて営農情報を提供する民間企業等との役割分担を図り、新たな品種の導入等に係る地域の合意形成や新規就農者の支援、地球温暖化及び災害への対応等、公的機関が担うべき分野についての取組を一層強化する。

レギュラトリーサイエンス（根拠に基づく的確な予測、評価及び判断を行うための科学）の充実、強化により食品安全、動植物防疫等の課題に的確に対応する。

最先端技術の研究開発及び実用化に当たっては、国民への分かりやすい情報発信、生産者や消費者との意見交換を並行して行い、研究成果の実用化に向けた環境づくりを進める。特に、遺伝子組換え技術等は、飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、国民的理解を得ていくことが課題であることから、関係府省の連携によるリスクコミュニケーション等の取組を強化する。

② 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

ア 規模拡大、省力化や低コスト化を実現するための技術導入

高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化を図るため、スマート農業（ロボット技術や ICT を活用した超省力生産、高品質生産を実現する新たな農業）の実現に向けた取組や、次世代施設園芸拠点（地域エネルギーと先端技術を活用して周年・計画生産から調製、出荷までを行う施設）の整備を推進する。ロボット技術については、「ロボット新戦略」（平成27年2月日本経済再生本部決定）に基づき、開発と現場への導入を着実に進める。

大規模経営に適合した省力栽培技術及び作期分散等が可能となる品種の開発と導入、機械化一貫体系の導入、海外向け低価格モデル農業機械の国内生産者への普及等を推進する。さらに、コントラクター等作業受託組織の受託作業の拡大、高性能機械や先端技術を駆使した作業受託組織のビジネスモデルの構築、ハローワークや

シルバー人材センター等と連携した一時的な労働力（援農隊）の確保、育成等により、農作業の外部委託が円滑にできる環境を整備する。

イ 需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入

拡大する加工・業務用需要や海外市場への対応など、実需者ニーズを踏まえた品質やブランド力など強みのある農産物づくりを推進するため、平成25年12月に策定された「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づく取組を推進する。

総合的病害虫・雑草管理（IPM）や GAP の導入により、栽培管理や営農管理の改善、合理化を進める。

流通段階における農産物の鮮度保持技術や、食品の付加価値を高める加工技術等の開発、農産物の高品質化や生産流通システムの合理化に向けた非破壊分析装置等の共同利用施設の導入等を推進する。

ウ 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立

気候変動に左右されにくい持続的な農業生産への転換を進めるため、高温等の影響の予測、回避、軽減策等をまとめた技術導入計画の策定を各産地に促すとともに、高温等の影響を回避又は軽減できる適応技術や品種の開発と普及を推進する。

地震や大雪等による大規模災害に対する施設園芸産地の体制強化に向けた防災プログラムの設定、園芸施設の強度向上等、生産者が主体的に取り組む防災対策を推進する。

収量の向上、高位安定化を図るため、土壌改良資材や有機物の投入により地力の強化を図るとともに、精密可変施肥（ほ場中の土壌養分の分析結果に基づいて、施肥量をきめ細かく自動制御する技術）等の新たな技術の導入等を推進する。

農業資材価格等の高騰に左右されにくい産地を形成するため、フレキシブルコンテナ肥料の利用や肥料原料としての安価な国内未利用資源（鶏糞焼却灰等）の利用など、資材費低減のための取組を推進する。あわせて、エネルギー効率の高い設備や機械の導入などによる燃油等資材の使用量節減の取組の促進や、バイオマスや地熱などの自然エネルギーの利用等も進めることで、省エネルギー型、低炭素型の生産流通方式への転換を推進する。

③ 効果的な農作業安全対策の推進

農作業事故防止のため、事故の調査、分析から危険要因の洗い出しを行うリスクアセスメント手法の導入、研修体制や意識啓発活動の手法の見直し、安全性の高い農業機械の開発と普及など、より実効性のある農作業安全対策を推進するとともに、労災保険制度の周知と加入促進等に取り組む。

（8）気候変動への対応等の環境政策の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中、国際的な動向と協調しつつ、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、自然循環機能を有する農業が農村環境を形成してきたことも踏まえ、より環境保全効果の高い営

農活動の普及を推進するとともに、気候変動の農業生産への影響に的確に対応するなど、農業分野における環境政策を総合的に推進する。

① 気候変動に対する緩和・適応策の推進

温室効果ガスの排出を削減するため、施設園芸や農業機械の省エネ対策、農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理、施肥の適正化、家畜排せつ物の利用促進等とともに、各地域や経営体がエネルギーの利用に關し的確な判断を行えるよう、各種エネルギーの需給動向やコストの分析比較等について、包括的な情報の収集、提供を行う。

農林水産業は気候変動の影響が大きいことから、政府全体の適応計画の策定と連動し、農林水産分野に關する適応計画を策定し推進する。この計画は、現状及び将来の気候変動による農林水産業への影響評価や国と地方の役割分担、極端な気象現象による災害への備え等を勘案して作成し、策定後も、新たに得られた知見等に基づき見直しを行う。

② 生物多様性の保全及び利用

農業生産活動を通じた生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、「生きもののマーク」（生物多様性に配慮した農林水産業により生産された農林水産物に付与されるもの）の効果についての検証結果や先進的な取組事例等を情報発信することにより国民理解の増進を図りつつ、グリーン・ツーリズムなどの都市農村交流や世界農業遺産（次世代に継承すべき世界的に重要な伝統的農業を国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度）の認定拡大に向けた取組、企業活動とも連携した生物多様性保全の取組を推進する。

農業が生物多様性保全に与える効果の客観的評価及び検証を行い、国際的な科学的評価の検討へ参加するとともに、食料及び農業のための植物遺伝資源に關する国際条約（ITPGR）などの国際的枠組みを踏まえた、食料・農業のための遺伝資源の保全及び利用を推進する。

③ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図る。

その一環として、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に關する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上や消費者の理解増進等を図る活動を推進する。

農業が環境に与える影響や効果を検証し、農業が消費者等にもたらす多様な便益についても明らかにしつつ、関係者間のコミュニケーションの促進や優良事例の共有を図るとともに、環境に配慮した農産物の生産者と実需者のネットワークの構築等による多様な販路の構築等を推進する。

3. 農村の振興に関する施策

農村は、農業の持続的な発展の基盤として国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養などの多面的な機能の発揮の場でもあることから、こうした役割が十分に発揮されるよう、農村の振興を図ることが必要である。

しかし、農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じるとともに、地域の特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動の展開が困難となるなど厳しい状況にある。また、こうした問題は、政府として、これまでにない危機感を持って、総力を挙げて解決すべき重要な課題となっている。

一方、近年、若者を中心に農村の魅力の再発見が進み、都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の流れが生まれつつあるなど、農業・農村の価値が再認識され、農村の活性化につながる動きも見られる。

こうした変化に的確に対応しつつ、魅力ある農村づくりの取組を進めていくためには、地域の様々な経営規模の農業者や、家族農業経営や法人経営、兼業農家など経営形態等が異なる農業者、さらには地域住民や農村外の人材が、年齢や性別等にかかわらず幅広く参画し、その有する能力等を最大限発揮していくことが重要である。

こうした観点に立ち、中山間地域の農業・農村が果たす役割の重要性にも配慮しつつ、地域コミュニティ機能の発揮等による農地等の地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現、農村における雇用の確保と所得の向上、都市と農村の交流や都市住民の移住・定住の促進等の取組を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）等を踏まえ、関係府省の連携の下、総合的に推進する。

(1) 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等

集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。

① 多面的機能の発揮を促進するための取組

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能の適切かつ十分な発揮による恵沢を国民が享受することができるよう、環境保全型農業の普及促進とともに、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援を行う。

ア 多面的機能支払制度

将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手への農地集積等構造改革を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動（農地維持支払）や質的向上を図る活動（資源向上支払）を

支援する。

また、これら多面的機能支払制度が計画的かつ効果的に実施されるよう、第三者委員会による取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映する。

イ 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、条件不利地域における農業生産活動を維持し、これを通じた多面的機能の確保を図る。

その際、中山間地域等における高齢化や人口減少の著しい進行を踏まえ、女性、若者等の集落活動への参画や広域での集落協定に基づく複数集落が連携した活動体制づくり、条件が特に厳しい超急傾斜地における農業生産活動への支援など、集落の維持、強化に向けた取組を推進する。

② 「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等

農村において、地域全体でコミュニティ機能を維持する観点から、地域の実情を踏まえつつ、複数の集落群（小学校区程度の規模）において、生活サービスの機能（診療所、介護・福祉施設、保育所、公民館等）や農産物の加工・販売施設など産業振興の機能を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と、交通網の整備や情報化などによるこれらの拠点と周辺集落のネットワークの形成を推進する。

こうした取組を推進するに当たり、単独では生活サービスの提供や農地等の管理が困難な集落を中心に、地域住民が主体となり、農地の保全や農業・生活関連施設の再編・整備、地域資源の活用方策、それらに係る地域のあるべき土地利用の姿などを明らかにする、地域の将来ビジョンの策定を推進する。

将来ビジョンの策定とそれに基づく土地利用計画の策定等の取組が円滑に行われるよう、住民間で徹底した話し合いを行う際の専門知識を持ったアドバイザーの派遣、地域活性化のコーディネーターの育成支援等サポート体制の充実を図るとともに、農地の保全や農業・生活関連施設の再編・整備、計画的な土地利用を実現するための環境整備を進める。

今後、大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家や不在地主の増加、地域外の担い手による通い耕作など、農業・農村の構造変化が見込まれる中で、農地や農業用施設の維持や管理等における、多様な関係者による役割分担等の在り方について検討する。

農村において従来から集落営農組織等が行ってきた農家等の生活サポート等の地域の暮らしを支える取組を一層促進するとともに、地域ごとに異なるニーズに柔軟に応え得る組織の立ち上げや業務展開等を推進する。

③ 深刻化、広域化する鳥獣被害への対応

野生鳥獣の増加による被害の深刻化、広域化に対応するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づき、鳥獣被害対策の実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊（民間隊員は市町村の

非常勤公務員)の設置促進及び体制の強化等の取組を推進する。

特に、捕獲活動の一層の強化に向けて、都市部の人材の活用も含めた捕獲従事者の育成・確保を図るとともに、ICT等を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及や獣種の特性に応じた捕獲対策を推進するほか、捕獲した鳥獣の食肉利用など地域資源としての有効活用を推進する。

関係府省の連携の下、農作物被害のみならず生活環境に係る被害への対策や県域を越える複数市町村が連携して行う広域的対策を含め、行政、生産者団体、現場等の関係者が一体となった地域の実情に応じた取組を推進する。

(2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。

こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。

① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出

地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。

こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。

② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

地域に存在する木質・家畜排せつ物・食品廃棄物等のバイオマスを活用して、持続可能な事業を創出し、ここから生み出された経済的価値を農業振興や地域活性化につなげるため、地方公共団体を核に農業者、食品産業事業者、バイオマス事業者等が連携してバイオマス利活用構想を策定する取組を促進する。

こうした構想の具体化に向けて、地域に広く薄く存在するバイオマスについて、事業化が可能な量を製品価格に見合う経費で安定的に調達するための収集・運搬体制の構築等の仕組みづくりや、バイオガスの製造過程で発生する消化液等の副産物の有効活用、バイオガスの熱源利用による農業生産コストの削減等を促進する。

また、更なる効率的な利活用や未利用バイオマスの利活用を実用化するための技術開発等を推進する。

③ 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらを

バイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。

このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）を積極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。

再生可能エネルギーの導入が、農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう、エネルギーを農業用施設等で自家利用する事業モデルの構築や農村地域におけるエネルギー需給のマッチング支援等を図ることにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を推進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普及に向けた環境整備を図る。また、今後の電力システム改革により、平成28年を目途に小売参入が自由化されることを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。

④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出

食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。

農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」（ソーシャル・ビジネス）など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。

（3）多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

国民の農業・農村に対する理解と関心を深め、多様な人材を取り込むとともに、国民が豊かさを実感することができる社会の構築に貢献する観点から、都市農村交流や農村への移住・定住の促進、都市農業の振興を図る。

① 観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流

都市と農村の交流は、それぞれの住民による相互理解を深めつつ、農村の価値を再評価することにより、農村に人を呼び込み、新たな経済活動を創出する契機となるものであることから、地域の創意工夫による取組を進め、雇用の創出と所得の向上に結びつけていくことが期待される。

このため、農業・農村に対する国民の関心の高まりやニーズの変化を踏まえ、関係府省の連携の下、農業を軸に観光、教育、福祉等多様な分野の連携を深め、都市と農村の交流を戦略的に推進する。

具体的には、「農観連携の推進協定」（農村の魅力と観光需要を結ぶ取組を推進するための農林水産省と観光庁との協定）に基づき、農業体験等を含むグリーン・ツーリズムと広域観光周遊ルート等を組み合わせることで、新たな観光需要の開拓を図るとともに、若者や女性、高齢者の視点を活かした豊かな自然や食を活用した魅力ある観光地域づくりや効果的な情報発信を行う取組を推進する。

あわせて、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に増加が見込まれる訪日外国人旅行者を農村へ呼び込むため、外国人旅行者のニーズも踏まえた体験プログラムの開発や言語、習慣等に対応した受入体制の構築、プロモーション活動を推進する。

子供の農業・農村体験が、食の大切さや農業・農村への理解・関心を深めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む等の効果が期待されることから、子供の農村での宿泊による農業体験等の取組を促進するため、宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

農作業による心身の健康増進の効果等に着眼し、高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進する。

② 多様な人材の都市から農村への移住・定住

高齢化、人口減少が都市部に先駆けて農村で進行する中、都市住民が農村とのつながりを強めていくことをきっかけとして、女性や高齢者を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保につなげていくとともに、都市で社会経験を積んだ者など多様な人材が、異分野で身につけたノウハウ等を発揮し、地域全体で6次産業化などの新たな取組に発展させていくことも期待される。

このため、都市と農村の交流を一過性の取組に終わらせることなく、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていくための取組を推進する。

具体的には、関係府省の連携の下で整備される、地方移住に必要となる一元的な情報提供システムやワンストップ窓口等の活用により、生活面の情報や農業を含めた求人情報、農業体験に関する情報など農村等への移住・定住に必要な情報提供や相談支援の充実に向けた取組を推進する。

交流から移住・定住への発展を戦略的に進めるため、移住・定住希望者が「お試し」的に居住できる仕組みづくり、複数地域に生活・就業拠点を有する二地域居住の促進、移住前後のきめ細かな相談体制の整備を図るとともに、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備や就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進する。さらに、若者による都市から農村への交流が持続性や発展性のあるものとなり、移住・定住、就農や農業関連産業への就職につながるよう、地方公共団体、農業団体、教育機関、企業等が連携した協働活動を推進する。

都市の若者等が農村の活性化等の取組に参画する機会を提供する「田舎で働き隊」と「地域おこし協力隊」については「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の

一元化、合同研修の実施や相互の隊員間の交流促進を行うなど一体的な運用により、人材の派遣、定住化を効果的かつ効率的に推進する。

③ 多様な役割を果たす都市農業の振興

新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農作業体験や交流の場の提供、災害時の防災空間の確保、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業が有する多様な機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、都市農業の持続的な振興を図るための取組を推進する。

このため、都市農業の有する機能への都市住民の理解促進を図るとともに、地方公共団体との適切な役割分担の下で、農業経営の維持発展、農産物の地元における消費の促進、市民農園や体験農園等における農作業体験や交流活動の促進、都市農地の防災機能の強化等に向けた取組を推進する。

高齢化や人口減少が進行する中、都市における農地の有効活用や適正な保全が新たな課題となっていることを踏まえ、国民の十分な理解を得つつ、都市農業の振興や都市農地の保全に関連する制度の見直しを検討する。

4. 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

① 地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災により被災した農業者の早期の経営再開に向け、被害が甚大な地区等において、引き続き、農地や農業用施設等の着実な復旧を進める。また、農業者が経営再開に向けた復旧作業を共同で行う取組に対する支援を行うとともに、復旧・復興に係る資金調達の円滑化等を推進する。

こうした復旧・復興の取組を進める中では、関係者の話し合いによる地域の担い手への農地集積・集約化、農地等の復旧と合わせた農地の大区画化等による生産性の向上等を推進する。

被災地における成長力のある新たな農業の育成に向け、先端的な技術を駆使した生産・加工技術等の大規模実証研究等を引き続き実施し、技術の導入効果の分析、被災地への普及を推進する。

② 原子力災害からの復旧・復興

東電福島第一原発の事故に対応し、関係府省が連携し、食品の安全を確保する取組や、避難指示区域等における農業者の経営再開の支援、国内外の風評被害の払拭に向けた取組等を推進する。

具体的には、食品の安全が引き続き確保されるよう、放射性セシウム濃度が基準値を超えない農産物のみを流通させるため、農産物の出荷前の放射性物質の検査と検査結果に応じた出荷制限を行う。また、品目・地域ごとの状況に応じ、農産物による放射性物質の吸収を抑制するための対策等を徹底する。

避難指示区域等における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせた、除染後の農地等の保安全管理や作付実証等及び整備の取組を推進する。

こうした被災地における取組に加え、いまだに根強く残る風評被害の払拭に向け、官民一体となった取組を推進する。その際、農産物中の放射性物質の検査結果や農業現場での取組等について、消費者等への科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報提供を実施する。また、食品産業事業者、地方公共団体等の協力を得て、福島県など被災地の農産物等の販売拡大を後押しする取組を効果的に推進する。

我が国の農林水産物・食品の放射性物質に係る輸入規制を実施している国や地域に対して、政府一体となり、重点国を定めながら、我が国が実施している安全確保のための措置や検査結果等の科学的データの情報提供、輸入規制の緩和や撤廃に向けた働きかけを継続して実施する。

5. 団体の再編整備等に関する施策

食料・農業・農村に関する団体（農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、農業経営の安定や食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等の実現に向けての責務を果たしていくことが求められている。

このような中、規模拡大を進める大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化、地域の営農形態の多様化など、各団体の設立当初に事業展開の前提としていた農業・農村の構造などが大きく変化したこともあり、必ずしも、地域の農業者、特に担い手の期待に応えられず、十分な機能を果たし切れていないケースもみられる。

こうした状況を踏まえ、各団体が、食料・農業・農村に関する諸制度の在り方の見直しと併せて、その機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようにしていくため、事業・組織の見直しを行う。

ア 農業協同組合系統組織

農業協同組合が、農業者と力を合わせて、農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組み、農業者の所得向上に全力投球できるよう改革を行うことが必要である。

このため、地域の農業協同組合については、農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるよう、経営目的の明確化、責任ある経営体制の確立等の観点から見直しを行う。

また、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会については、地域の農業協同組合を適切にサポートする観点から見直しを行う。

イ 農業委員会系統組織

農業委員会は、農業者、特に担い手からみて、地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が進むよう改革を行うことが必要である。

このため、農業委員の選出方法について、公選制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に改め、原則として農業委員の過半を認定農業者とすると

ともに、農業委員会の指揮の下で、地域における農地利用の最適化や担い手の育成、発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員の新設等を行う。

また、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートするための役割の見直し等を行う。

ウ 農業共済団体

農業災害補償制度は、農業者の高齢化に伴い、相互扶助による業務運営が難しくなり、また、農業共済組合ごとのサービス水準に差が生じやすくなっている等の課題が存在する。

このため、今後、収入保険制度導入の検討と併せて農業災害補償制度の在り方を検討する中で、農業共済団体の在り方についても検討を行う。

エ 土地改良区

土地改良区は、農業・農村の構造の変化に伴い、その組織運営等に影響が生ずることが想定される。

このため、合併等による組織運営基盤の強化や技術向上等による事業実施体制の強化を引き続き促進しつつ、今後、土地改良事業や土地改良区の現状、組合員の意識やニーズ等について把握、分析した上で、土地改良制度の在り方について検証、検討する中で、土地改良区の在り方についても検討を行う。

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や経済社会の幅広い分野に関係しているため、国はもとより地方公共団体、農業者、消費者、事業者及びそれぞれの関係団体等の適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進する。

その推進に当たっては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月閣議決定）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の政府が取りまとめた文書に掲げる数値目標や施策の方向を踏まえるとともに、関係府省の密接な連携が不可欠であるため、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を活用して、政府一体となって取り組む。

(2) 施策の進捗管理と評価

施策の着実な推進を図るため、その実施に当たっては、手順、時期、手法及び目的を明らかにするとともに、随時、対象者の対応状況を把握することにより、進捗管理を行う。

政策効果に着目した達成すべき目標の設定を推進すること等により、政策評価を積極的に活用し、施策の効果、問題点等を検証するとともに、政策評価に関する情報の公開を進める。

これらにより、必要に応じて施策の内容を見直し、翌年以降の施策の改善に反映させていくものとする。

(3) 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、毎年の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、施策の不断の点検と見直しを行うとともに、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行う。また、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。

新たな施策の実施に当たっては、既存の施策の廃止や見直しを徹底することにより、施策の実施に伴う国民負担を合理的なものにするるとともに、新たな施策に伴う負担の必要性について、国民に分かりやすく情報を提示し、国民の理解と納得を得るよう努める。

(4) 国民視点や地域の実態に即した施策の決定

施策の決定の過程において、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の媒体を効果的に組み合わせた情報提供や意見募集、全国各地での国民との意見交換等を積極的に行うこと等により、透明性を確保しつつ、幅広い国民の参画を推進する。

その際、施策の企画・立案段階から決定に至るまでの検討過程において、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにする。こうした施策の決定や推進に必要となる統計調査については、新たな施策ニーズを踏まえ的確に実施する。

我が国の国土は、南北に長く地理的条件や気象条件が異なり、稲作、畑作、施設園芸、果樹、畜産地帯といった地域の特性を活かした多様な農業が営まれている。このため、地域ごとに異なる課題やニーズ等を踏まえ、地域の実態に即した施策の展開を図る。

(5) 効果的かつ効率的な施策の推進体制

既存の施策の見直しや新たな施策の導入に当たっては、施策の趣旨や内容について、分かりやすい表現等に意を用い、施策の対象となる農業者等に浸透させる。その際、地方公共団体、地域の関係機関等との連携や情報の共有を図り、農業者等への的確な周知や、地域の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、ホームページ、SNS 等も含め、複数の広報媒体を効果的に組み合わせた広報活動を推進する。これにより、施策の現場担当者や農業者等の理解と具体的な行動を促し、農業・農村を活性化する取組の創出、後押し等につなげる。

農業・農村の現場が抱える課題の多様化など行政ニーズの変化等に迅速かつ効果的・効率的に対応するため、現場と農政を結ぶ機能を充実するなど、行政組織の在り方を含め、施策の推進体制を見直す。